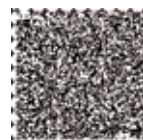


# 第4期下野市障がい者福祉計画

【平成27年度～平成29年度】



平成27年3月  
下野市



## はじめに

障がいのあるないにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることは、みんなの願いです。

下野市では、平成19年3月に市として初めての「下野市障がい者福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの支援体制の整備、相談支援体制の充実、障がい児通所施設整備などに取り組んでまいりました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定により、難病患者等が障害福祉サービスなど支援の対象に拡大されたことや、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、児童福祉法の改正により、障がいのある方が身近な地域で支援を受けられるようになるなど、環境は大きく変化しております。

このたび策定いたしました「下野市障がい者福祉計画」では、これらの情勢の変化を踏まえ、今後3年間に取り組むべき施策の方向性や重点的に取り組むべき課題などを明確にしたものとなっております。

この計画実現のためには、市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等と連携・協働して、お互いの役割を担いながら取り組んでいくことが必要不可欠であると考えており、市民の皆様一人ひとりが、ともに支えあい協力しあうことにより「障がいのある人もない人もともに生きる共生のまち しもつけ」の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にご尽力いただきました策定委員各位ならびにアンケート・ヒアリング調査にご協力いただきました関係機関団体の皆様には、深く敬意を表すとともに感謝申し上げます。

平成27年3月

下野市長 広瀬 寿雄



# 目次

## 第1部 総論

I 計画の策定にあたって	1
II 下野市を取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる現状	4
2 団体ヒアリングからみる現状	20
3 障害福祉サービスの提供状況	28
4 下野市受理ケース会議から挙げた地域の課題	30
5 自立支援協議会グループワークでの課題	31
6 第3期障がい者福祉計画の主な施策の評価について	32
III 計画の基本的な考え方	39

## 第2部 障がい者計画

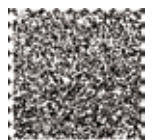
I 生活支援の充実	49
II 生活環境の充実	51
III 保健・医療体制の充実	52
IV 保育・教育体制の充実	53
V 就労支援の充実	54
VI 社会参加の支援	55
VII 協働によるまちづくりの推進	56

## 第3部 障がい福祉計画

I 障害福祉サービスの見込量および今後の支援	59
II 地域生活支援事業	65

## 第4部 計画の推進に向けて

I 関係機関等との連携と役割	75
II 障がい福祉計画の中間評価の実施	77

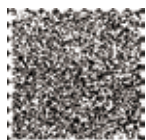


## 資料編

I	策定経過	79
II	下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	80
III	下野市障がい者福祉計画策定委員会名簿	82
IV	下野市内事業所一覧	83
V	下野市地域自立支援協議会条例	84
VI	用語の解説	86

「障がい」の表記については、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

また、本計画書の本編には、1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」とコード位置を認識するための切り込みがついています。これは、視覚障がい者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読み取り機械にコードをあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。



# 第1部 総論



# I 計画の策定にあたって



## 1 障がい福祉計画の趣旨

平成 18 年 4 月に、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害者自立支援法（当時。現在は「障害者総合支援法」）が施行されました。

その目的を達成するにあたり、市町村は、国が定めた基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画（障がい福祉計画）の策定が義務付けられています（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）。

下野市においても、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期、平成 24 年度から平成 26 年度までを第 3 期として障がい者福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第 4 期下野市障がい者福祉計画」は、第 3 期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、下野市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

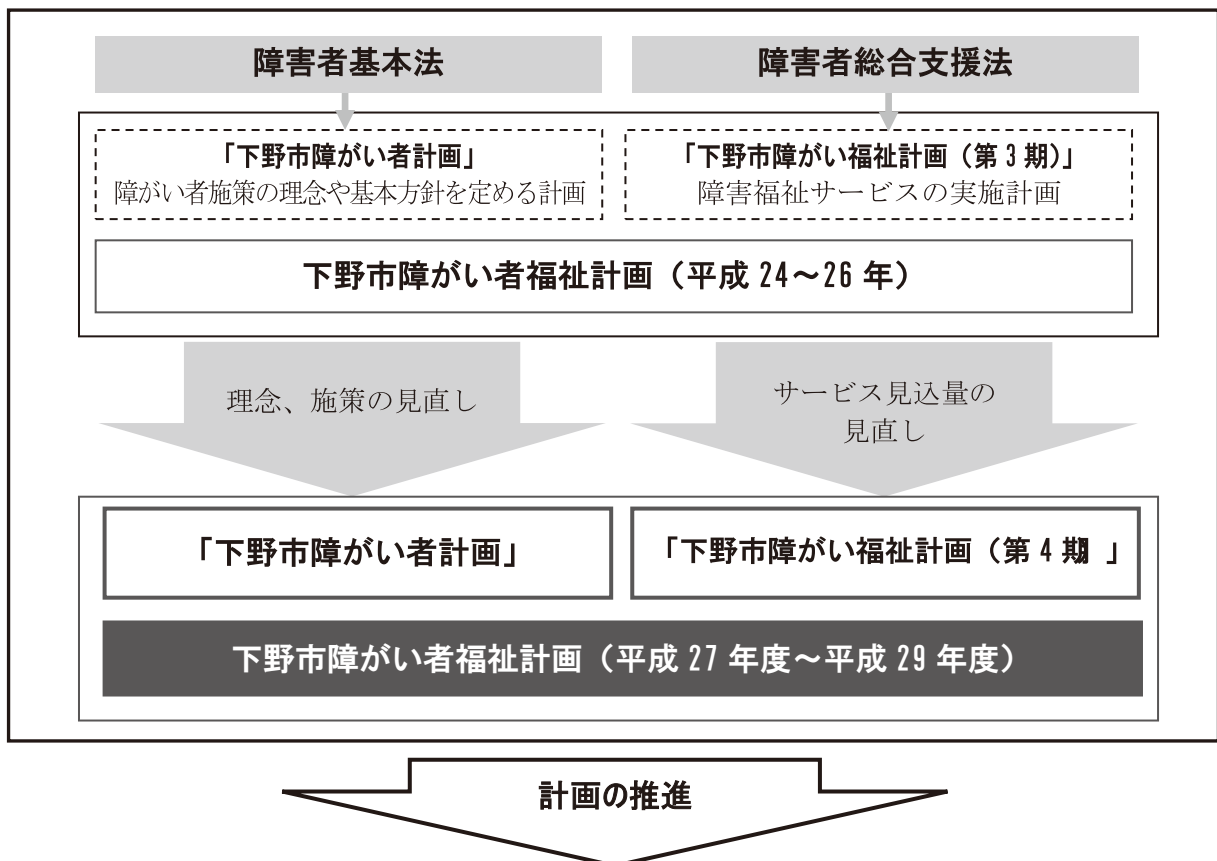


小山富士見台病院  
デイケアセンター利用者作



## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「障がい者基本計画」と、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「障がい福祉計画」とを一体的に策定するもので、「下野市総合計画（平成 20～27 年度）」をはじめ、その他の市の関連計画を踏まえ、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。



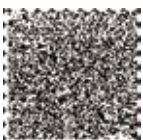
### ■障がい者計画と障がい福祉計画の位置づけ

#### 障がい者計画

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

#### 障がい福祉計画

障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。



### 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

計画名	年度													
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
障がい者計画														計画期間
障がい福祉計画			第1期計画		第2期計画			第3期計画						第4期計画
下野市地域福祉計画														計画期間
健康しもつけ21プラン							第一次計画期間							第二次計画期間
子ども・子育て支援事業計画														計画期間※
下野市高齢者保健福祉計画														計画期間
下野市総合計画	基本構想													
	前期基本計画													
	後期基本計画													

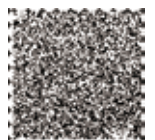
※H27～H31の5年間計画

### 4 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がいや、指定難病等のために、日常生活や社会生活においてさまざまなハンディキャップがある人を対象とします。

### 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がいのある人のニーズをできるかぎり計画に反映させるため、障がい者団体及び障がい者支援機関へのヒアリング調査を実施しました。また、相談支援、福祉サービス提供事業所関係者や保健・医療・教育・雇用・福祉関係者等からなる「下野市地域自立支援協議会」（以下、「協議会」とする）において審議を行いました。





## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

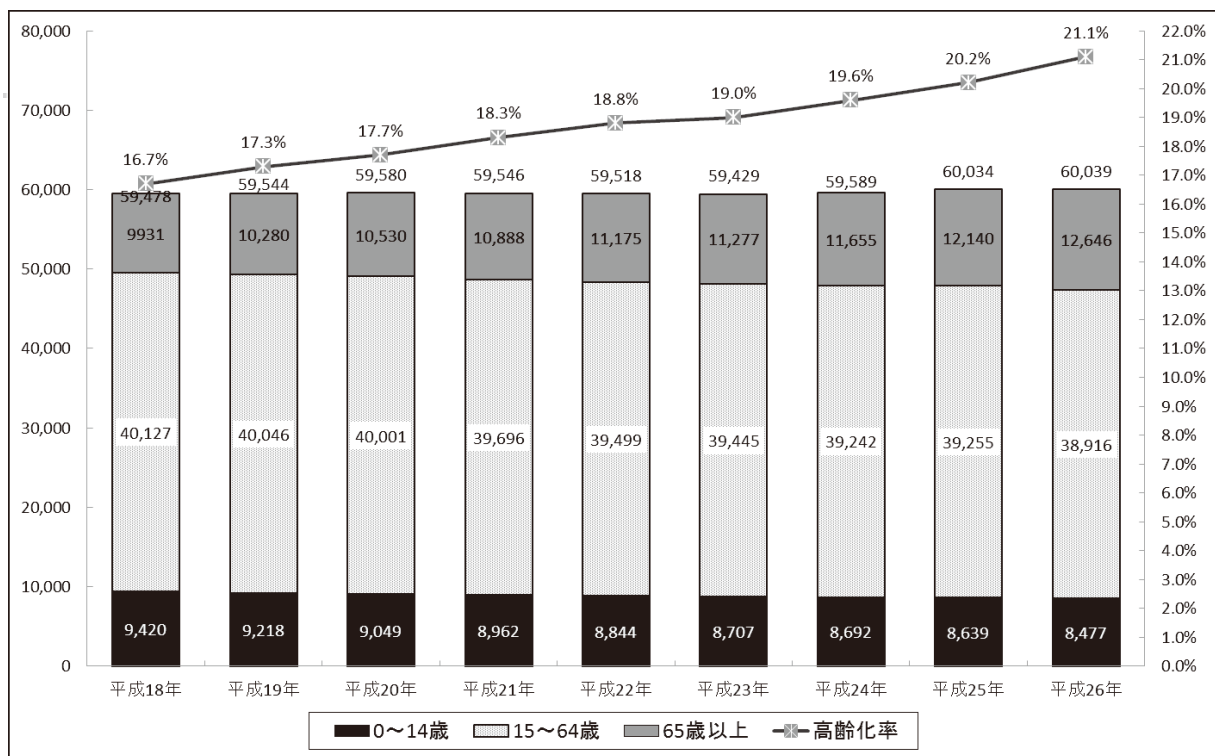


### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口の推移

人口の推移についてみると、平成26年3月末時点60,039人であり、ほぼ横ばいとなっています。

しかし、65歳以上人口は増加し続けており、平成26年末時点の高齢化率は21.1%と増加傾向となっています。

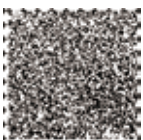


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	59,478	59,544	59,580	59,546	59,518	59,429	59,589	60,034	60,039
0～14歳	9,420	9,218	9,049	8,962	8,844	8,707	8,692	8,639	8,477
15～64歳	40,127	40,046	40,001	39,696	39,499	39,445	39,242	39,255	38,916
65歳以上	9,931	10,280	10,530	10,888	11,175	11,277	11,655	12,140	12,646
高齢化率	16.7%	17.3%	17.7%	18.3%	18.8%	19.0%	19.6%	20.2%	21.1%

資料：下野市住民基本台帳

(基準日：各年3月末現在)



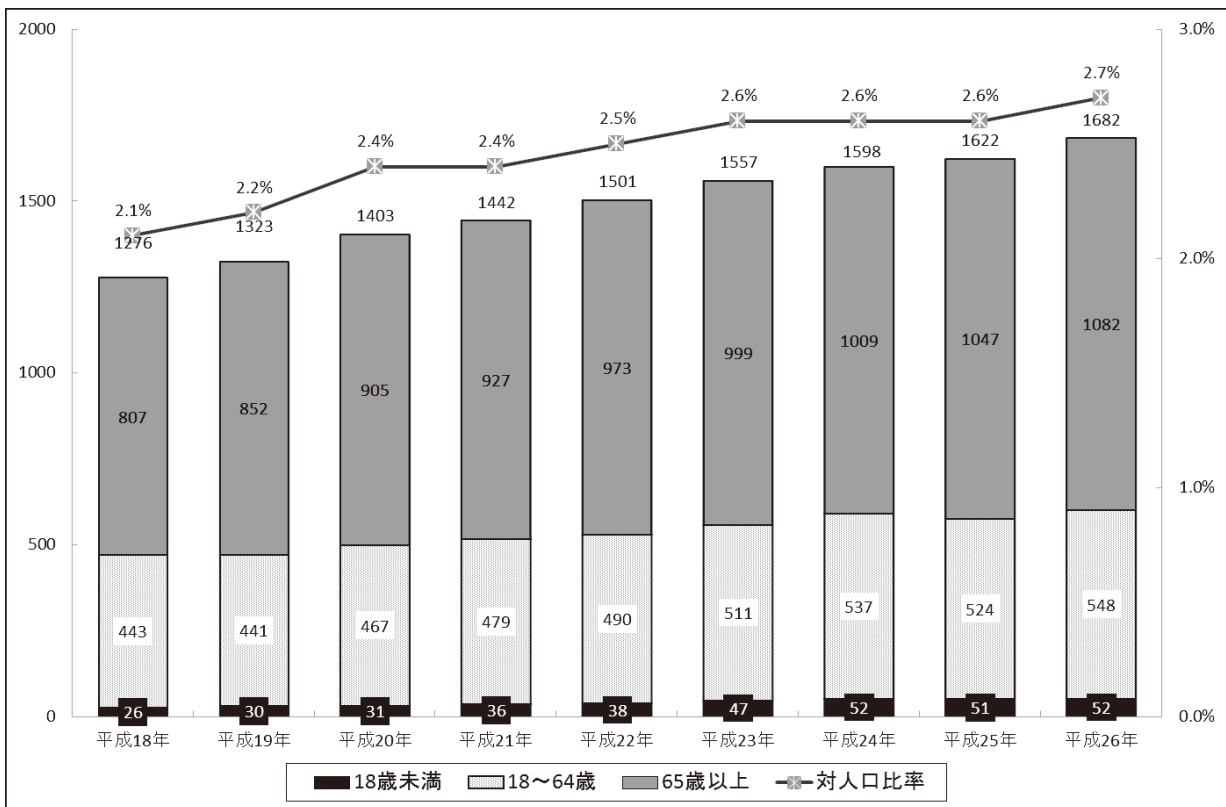
(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数（年齢別）

年齢別の身体障害者手帳所持者数についてみると、平成26年3月末時点1,682人で平成18年以降、増加傾向にあります。

また、65歳以上が約6割を占めています。

なお、このような傾向は全県下で見られ、以下の項目についても同様となっております。

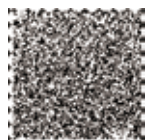


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	1,276	1,323	1,403	1,442	1,501	1,557	1,598	1,622	1,682
18歳未満	26	30	31	36	38	47	52	51	52
18～64歳	443	441	467	479	490	511	537	524	548
65歳以上	807	852	905	927	973	999	1,009	1,047	1,082
対人口比率	2.1%	2.2%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.7%

資料：身体障害者手帳交付台帳

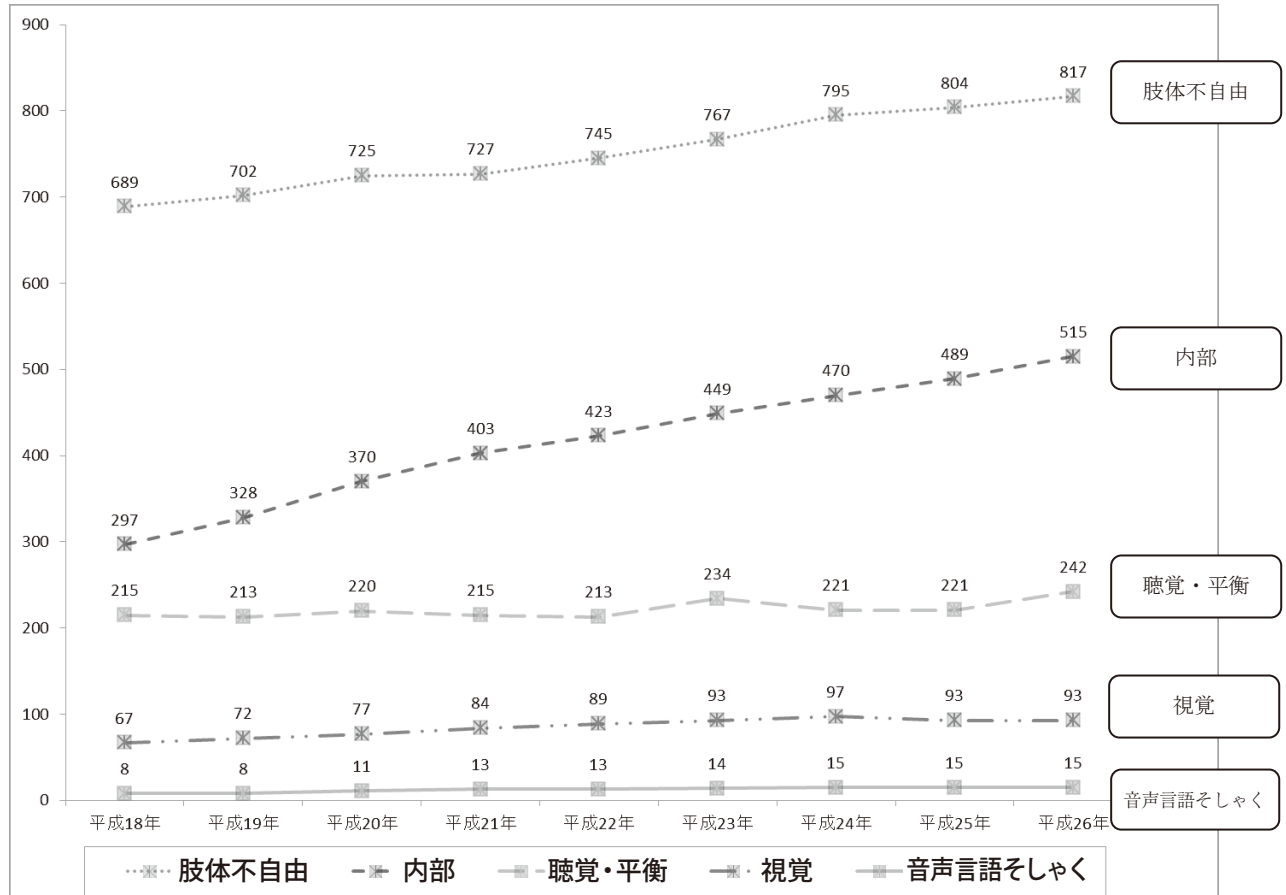
（基準日：各年3月末現在）



## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### ②身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）

身体障害者手帳所持者（障がい種類別）についてみると、各年とも「肢体不自由」がもっとも多く、続いて内部障害、聴覚・平衡障害、視覚障害、音声言語そしゃく機能障害となっています。

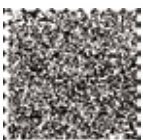


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	1,276	1,323	1,403	1,442	1,501	1,557	1,598	1,622	1,682
肢体不自由	689	702	725	727	745	767	795	804	817
内部	297	328	370	403	423	449	470	489	515
聴覚・平衡	215	213	220	215	213	234	221	221	242
視覚	67	72	77	84	89	93	97	93	93
音声言語そしゃく	8	8	11	13	13	14	15	15	15

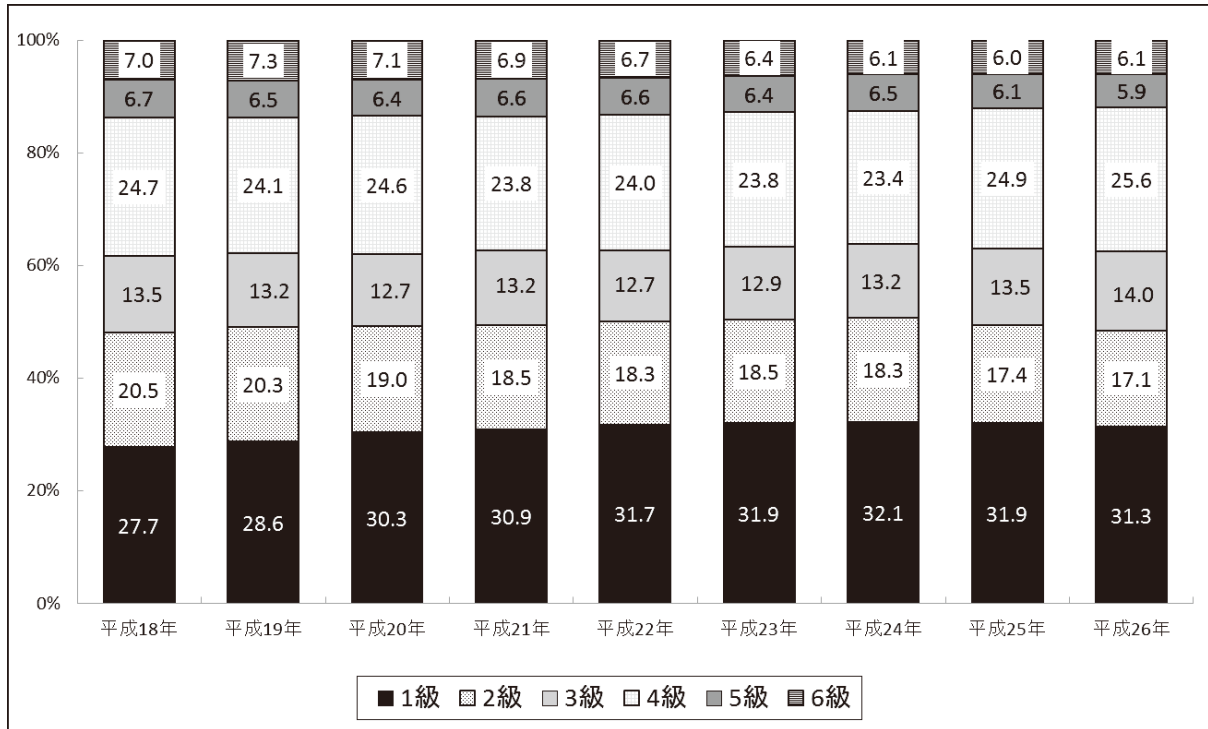
資料：身体障害者手帳交付台帳

（基準日：各年3月末現在）



③身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）

障がい等級別の身体障害者手帳所持者数についてみると、各年とも「1級」がもっとも多く、平成20年以降は3割を超えて推移しています。また、1～2級の重度が全体の約5割を占めている状況です。



単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	1,276	1,323	1,403	1,442	1,501	1,557	1,324	1,495	1,682
1級	353	379	425	446	476	497	403	468	527
2級	261	269	266	267	275	288	248	264	287
3級	172	174	178	191	190	201	181	207	236
4級	315	319	345	343	360	371	320	369	430
5級	86	86	90	95	99	100	87	92	99
6級	89	96	99	100	101	100	85	95	103

資料：身体障害者手帳交付台帳

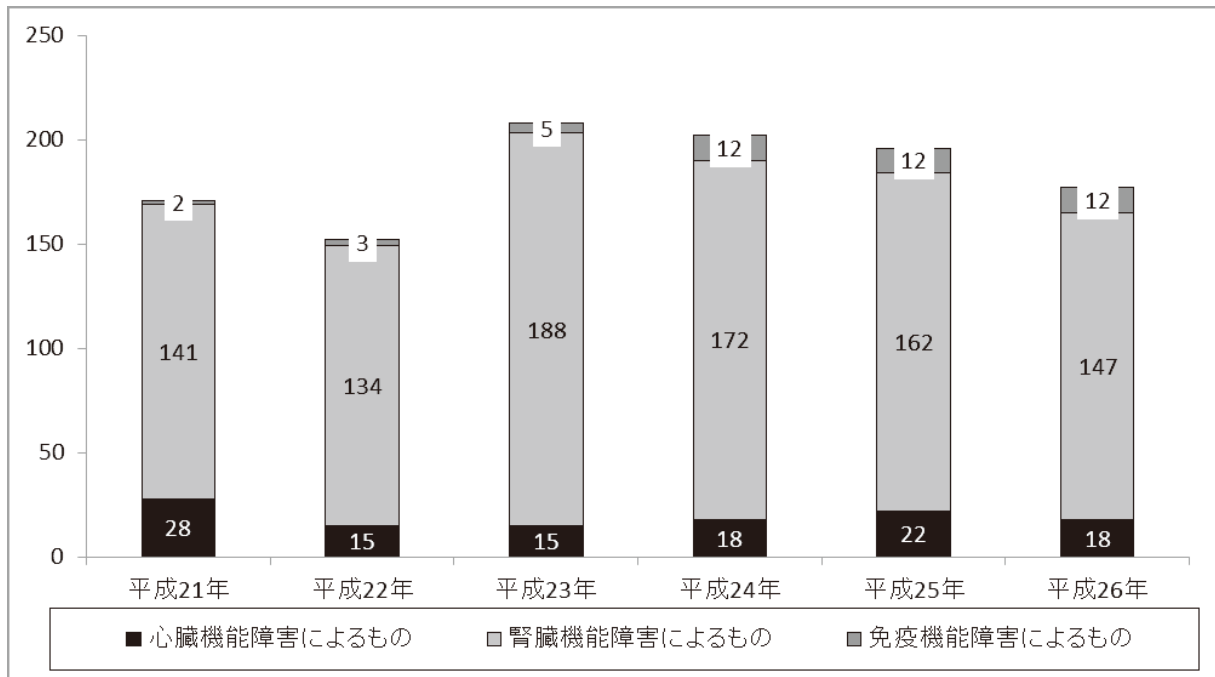
（基準日：各年3月末現在）



## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### ④更生医療の障がい別利用状況

更生医療の障がい別利用状況についてみると、各年とも「腎臓機能障害によるもの」がもっとも多く、「心臓機能障害によるもの」「免疫機能障害によるもの」の順で推移しています。平成23年に「腎臓機能障害によるもの」が増加したのは、市内の1医療機関が自立支援医療機関として指定を受けたことによるものです。今後も身体障害者手帳所持者の増加に伴い、更生医療利用者も増加することが見込まれます。

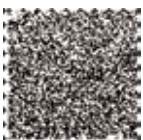


単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	171	152	208	202	196	177
心臓機能障害によるもの	28	15	15	18	22	18
腎臓機能障害によるもの	141	134	188	172	162	147
免疫機能障害によるもの	2	3	5	12	12	12

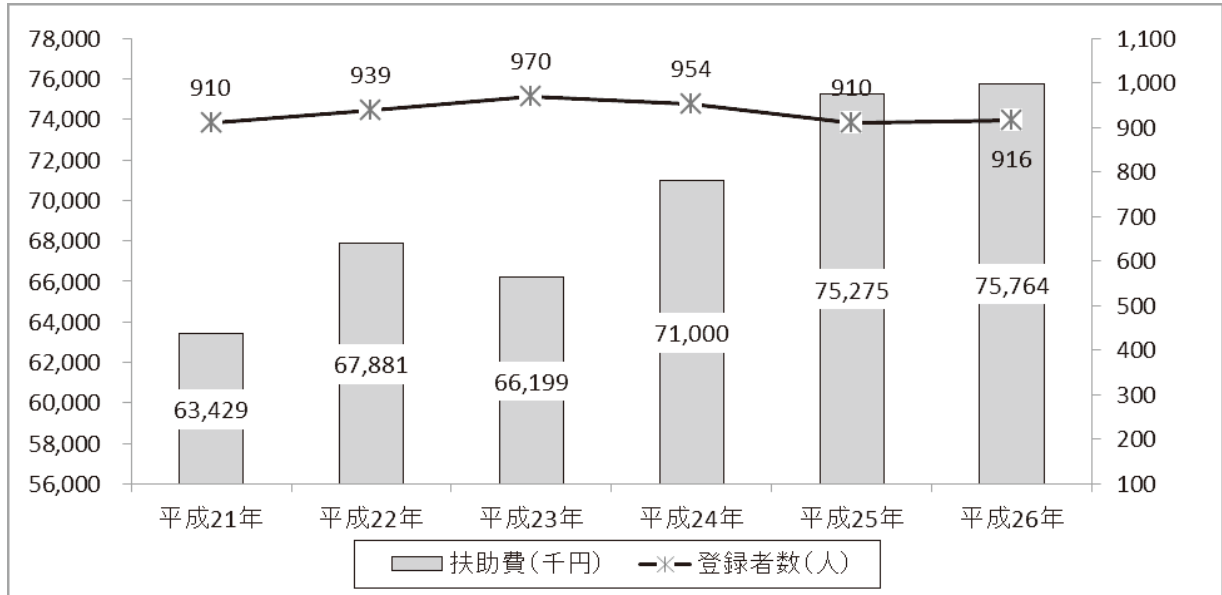
資料：更生医療台帳

(基準日：平成26年11月末)



⑤重度心身障害児者医療費助成の状況

重度心身障害児者医療費助成の状況についてみると、登録者数は平成23年度をピークに減少傾向にあります。一方、扶助費については増加傾向にあります。



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
扶助費(千円)	63,429	67,881	66,199	71,000	75,275	75,764
登録者数(人)	910	939	970	954	910	916

資料：医療費助成グループ

(平成26年6月末見込み数)



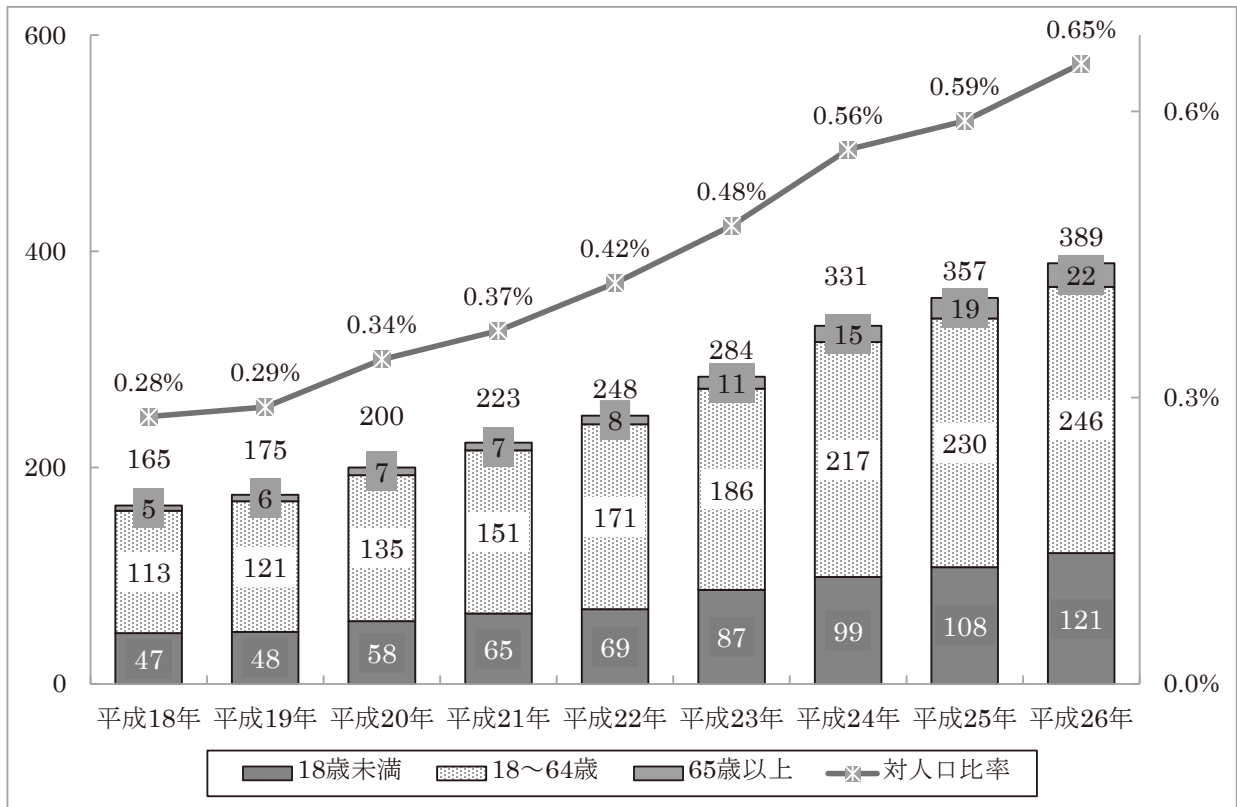
小山富士見台病院  
デイケアセンター利用者作



(3) 知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者数（年齢別）

年齢別の療育手帳保持者数についてみると、平成26年3月末時点389人で、年々増加しています。特別支援教育において福祉制度利用を目的に、早期の手帳取得を勧める傾向もあり18歳未満の取得は平成18年と比較すると約2.6倍となっています。

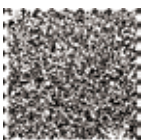


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	165	175	200	223	248	284	331	357	389
18歳未満	47	48	58	65	69	87	99	108	121
18～64歳	113	121	135	151	171	186	217	230	246
65歳以上	5	6	7	7	8	11	15	19	22
対人口比率	0.28%	0.29%	0.34%	0.37%	0.42%	0.48%	0.56%	0.59%	0.65%

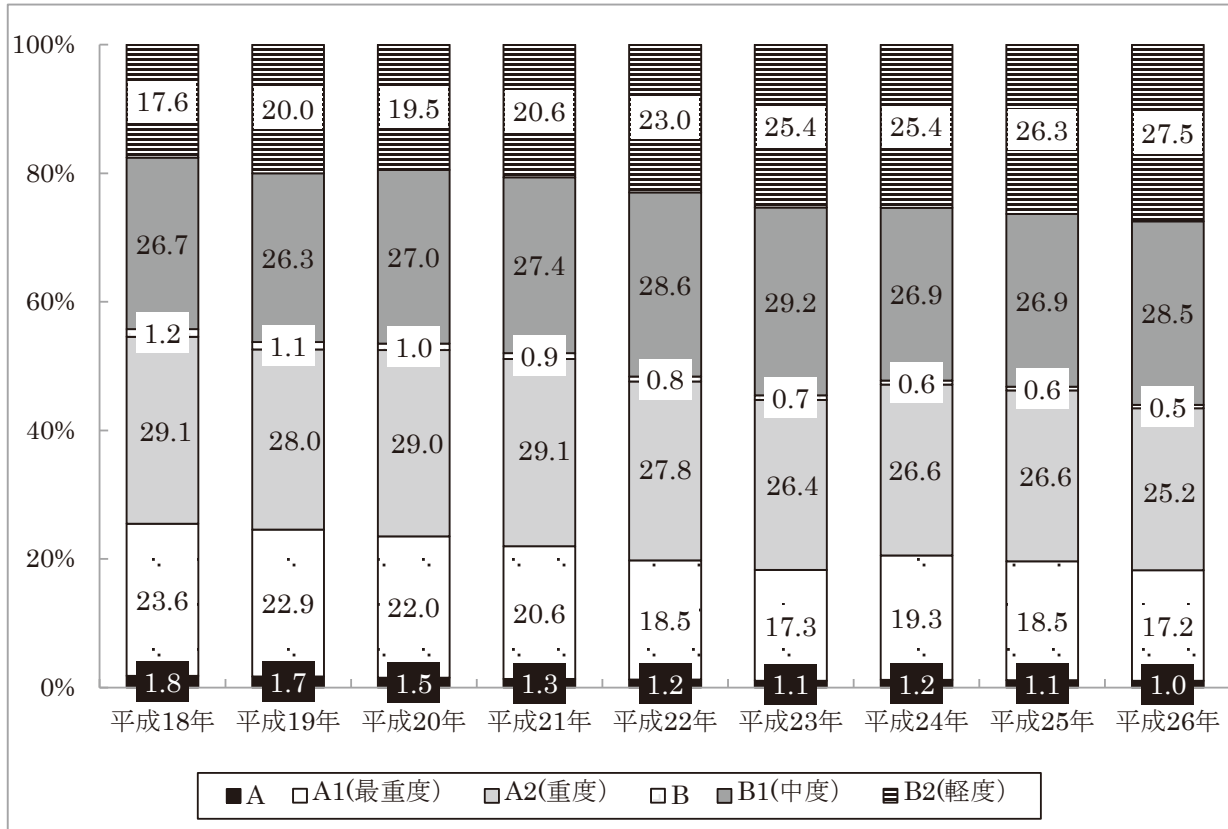
資料：療育手帳交付台帳

(基準日：各年3月末現在)



②療育手帳保持者数（程度別）

療育手帳保持者数を程度別にみると、平成21年までは「A2（重度）」がもっとも多かったものの、翌年以降は「B1（中度）」がもっとも多く3割弱を占めています。また、「B2（軽度）」も年々増加しており、平成26年3月末時点27.5%となっています。

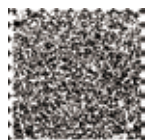


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	165	175	200	223	248	284	331	357	389
A	3	3	3	3	3	3	4	4	4
A1(最重度)	39	40	44	46	46	49	64	66	67
A2(重度)	48	49	58	65	69	75	88	95	98
B	2	2	2	2	2	2	2	2	2
B1(中度)	44	46	54	61	71	83	89	96	111
B2(軽度)	29	35	39	46	57	72	84	94	107

資料：療育手帳交付台帳

（基準日：各年3月末現在）



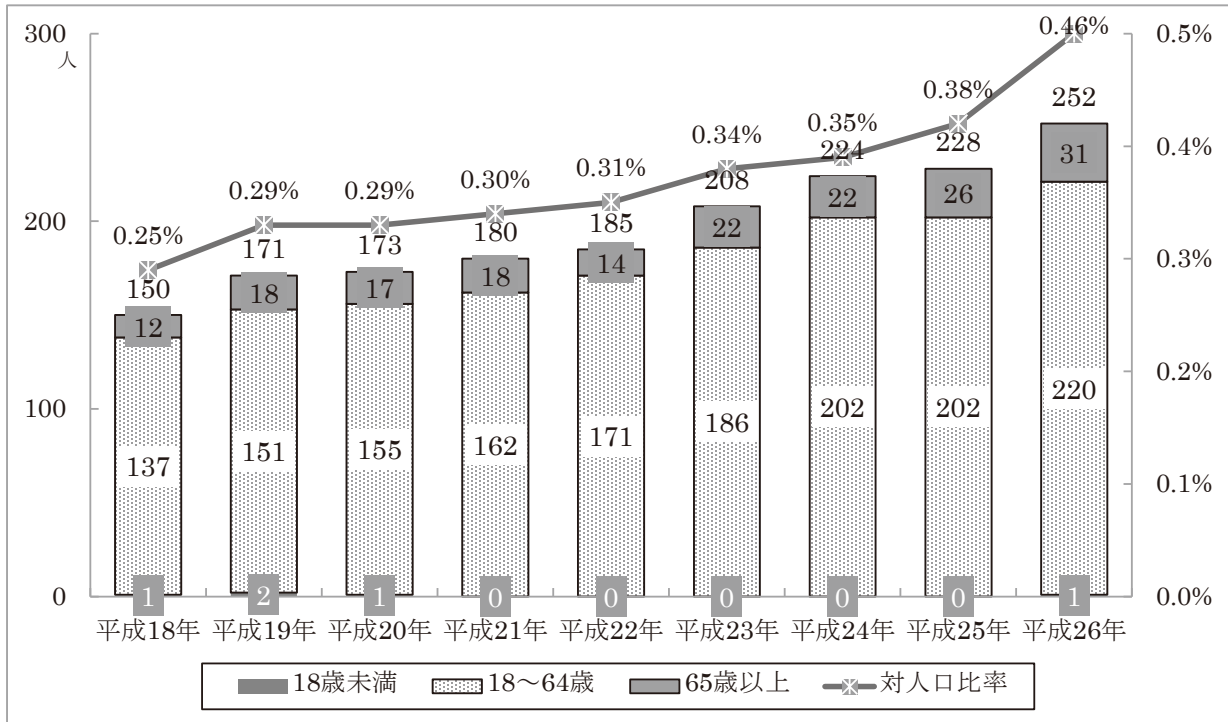


## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### (4) 精神障がいのある人の状況

#### ①-1 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢と対人口比率）

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、平成26年3月末時点252人です。対人口比率の所持者は年々増加傾向となっています。また、18～64歳の所持者数については、平成18年から平成26年の約1.6倍に増加しています。

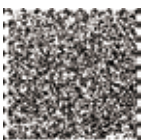


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	150	171	173	180	185	208	224	228	252
18歳未満	1	2	1	0	0	0	0	0	1
18～64歳	137	151	155	162	171	186	202	202	220
65歳以上	12	18	17	18	14	22	22	26	31
対人口比率	0.25%	0.29%	0.29%	0.30%	0.31%	0.34%	0.35%	0.38%	0.46%

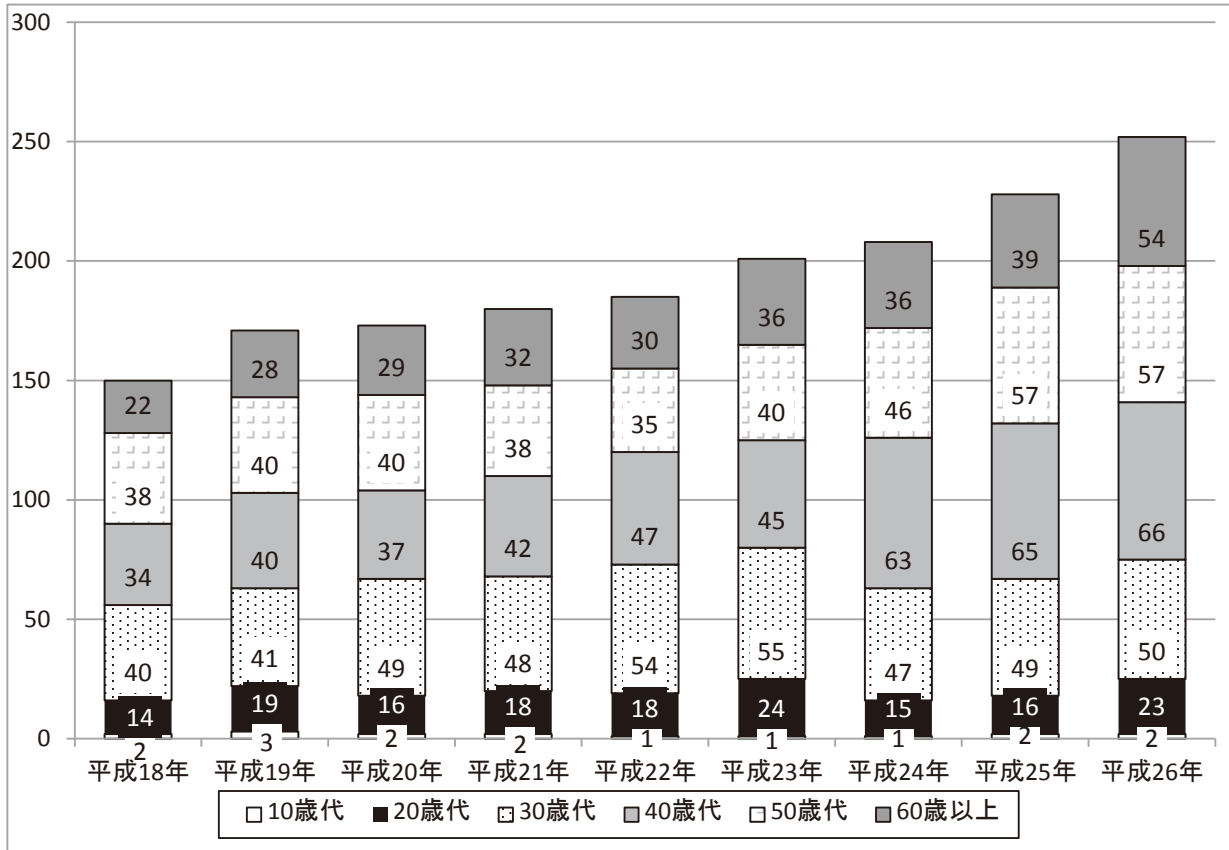
資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（基準日：各年3月末現在）



①-2 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢詳細別）

精神障害者保健福祉手帳所持者数のうち年齢構成をみると、10歳代を除く各年代で増加傾向にあり、とくに60歳代は平成25年から平成26年にかけて約1.38倍と増加しています。



単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	150	171	173	180	185	201	208	228	252
10歳代	2	3	2	2	1	1	1	2	2
20歳代	14	19	16	18	18	24	15	16	23
30歳代	40	41	49	48	54	55	47	49	50
40歳代	34	40	37	42	47	45	63	65	66
50歳代	38	40	40	38	35	40	46	57	57
60歳以上	22	28	29	32	30	36	36	39	54

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳

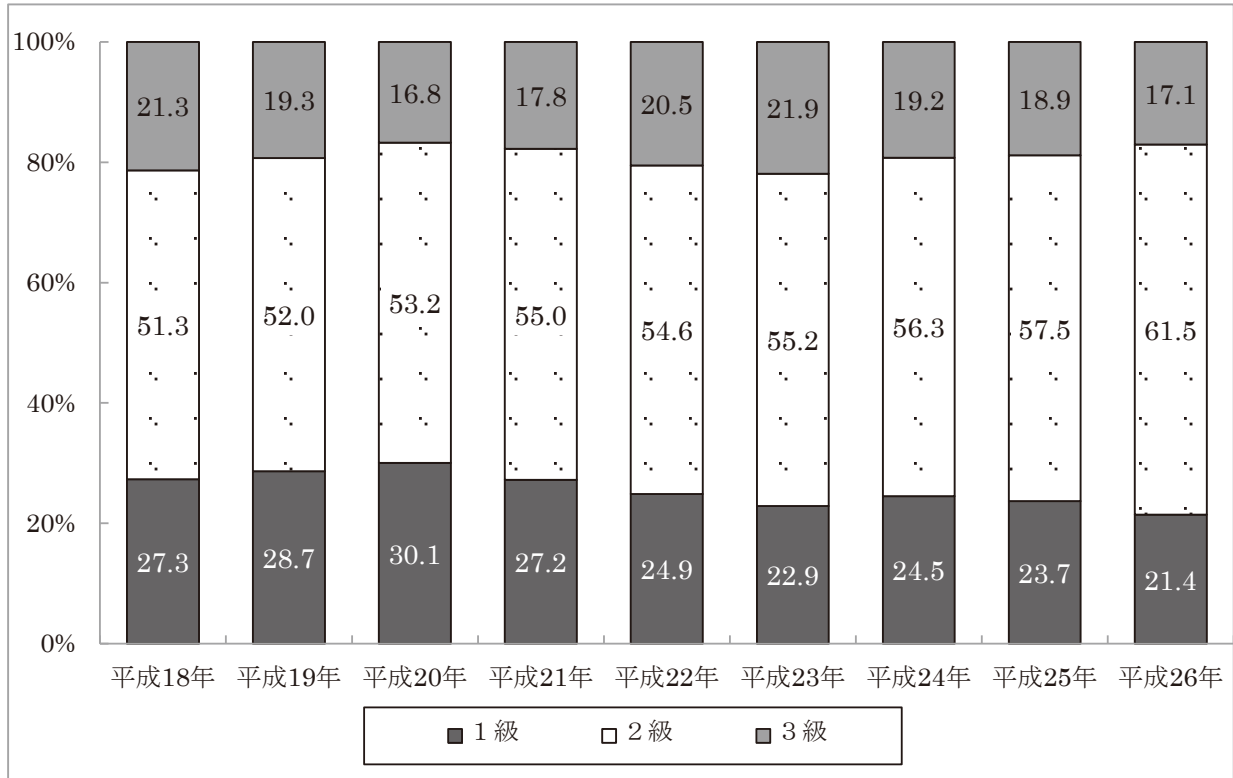
（基準日：各年3月末現在）



## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### ②精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

精神障害者保健福祉手帳保持者数を等級別にみると、「2級」が年々増加傾向となっており、もっとも多くなっています。また、平成20年までは「1級」は増加傾向にあったものの、その後は減少傾向です。



単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	150	171	173	180	185	201	208	228	252
1級	41	49	52	49	46	46	51	54	54
2級	77	89	92	99	101	111	117	131	155
3級	32	33	29	32	38	44	40	43	43

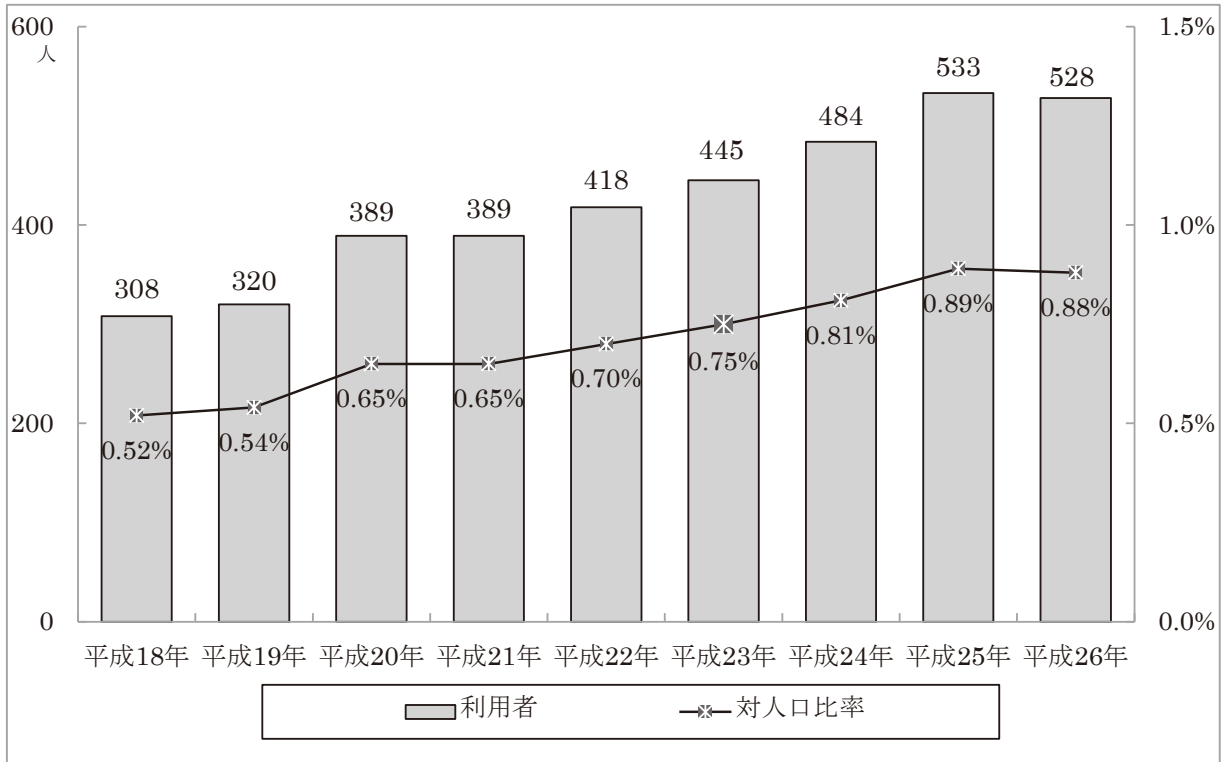
資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（基準日：各年3月末現在）



③－1 自立支援医療（精神通院）利用者数

自立支援医療（精神通院）利用者数の推移についてみると、平成26年現在528人で、年々増加傾向となっています。



単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
利用者	308	320	389	389	418	445	484	533	528
対人口比率	0.52%	0.54%	0.65%	0.65%	0.70%	0.75%	0.81%	0.89%	0.88%

資料：自立支援医療費支給認定者台帳

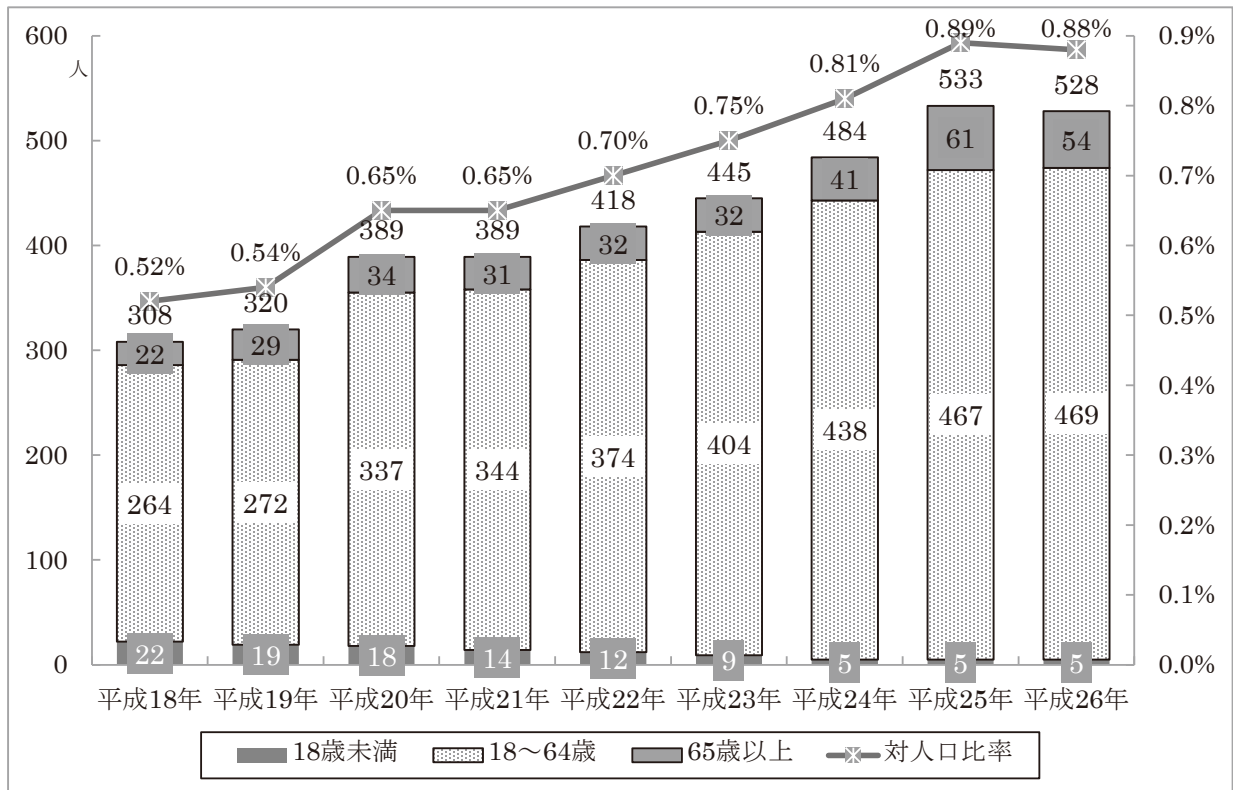
(基準日：各年3月末現在)



## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### ③-2 自立支援医療（精神通院）利用者数（年齢別）

自立支援医療（精神通院）利用者数の年齢別状況を見ると、18歳未満の利用者数は減少傾向です。一方、18歳以上では、平成18年と比較すると18歳以上64歳未満では1.78倍、65歳以上では2.45倍と増加傾向です。

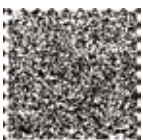


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	308	320	389	389	418	445	484	533	528
18歳未満	22	19	18	14	12	9	5	5	5
18～64歳	264	272	337	344	374	404	438	467	469
65歳以上	22	29	34	31	32	32	41	61	54
対人口比率	0.52%	0.54%	0.65%	0.65%	0.70%	0.75%	0.81%	0.89%	0.88%

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（基準日：各年3月末現在）

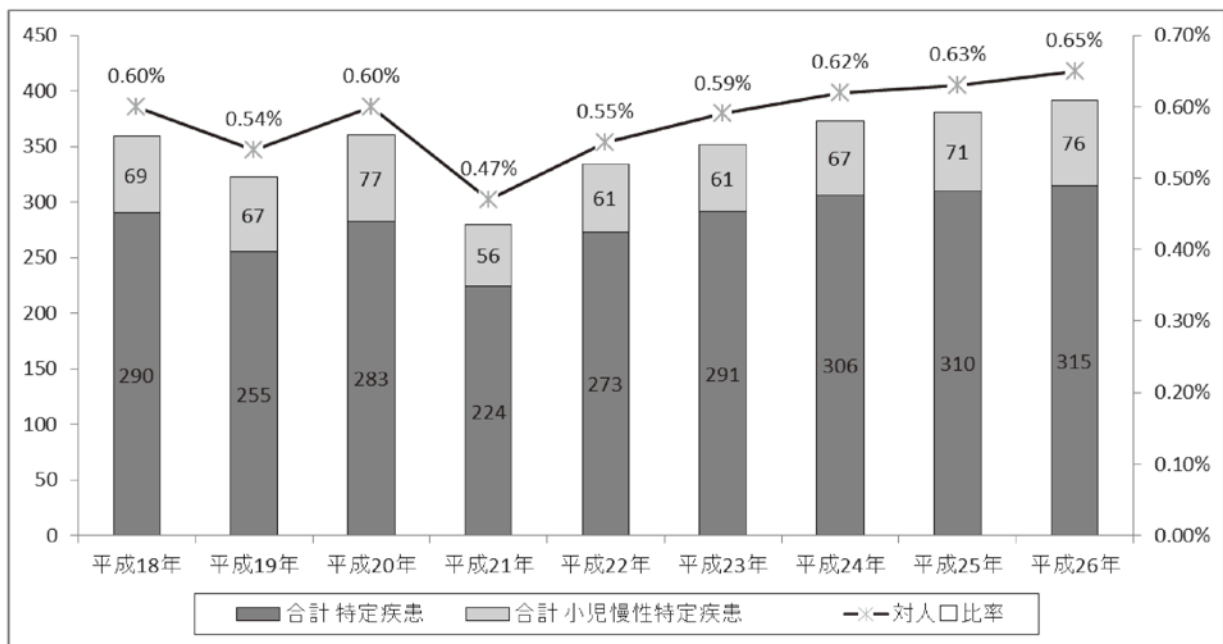


(5) 難病患者の状況

特定疾患の難病対策の中で、特定疾患治療研究対象疾患については 118 疾患あり、そのうち 56 疾患（国庫補助事業対象）と栃木県の単独事業対象の 2 疾患の合計 58 疾患が医療費の公費負担助成の対象でありました。

また、平成 25 年の障害者総合支援法施行により、難病患者も障害福祉サービスの対象となっています。平成 26 年の状況をみると、下野市内で特定疾患医療受給者証の交付を受けているのは 391 人で、増減を繰り返しながら推移しています。特定疾患患者数は平成 20 年までは減少傾向にあったものの、その後は増加しています。同様に小児慢性特定疾患患者数も増加傾向にあります。

平成 27 年 1 月の難病法制定により対象疾病数が順次拡大し、指定難病疾病数が 110 疾病（平成 27 年夏までに約 300 疾病）、小児慢性特定疾病数が約 700 疾病になったことから、今後は対象者数の大幅な増加が見込まれます。

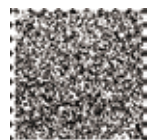


単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	359	322	360	280	330	352	373	381	391
特定疾患	290	255	283	224	273	291	306	310	315
小児慢性特定疾患	69	67	77	56	61	61	67	71	76
対人口比率	0.60%	0.54%	0.60%	0.47%	0.55%	0.59%	0.62%	0.63%	0.65%

資料：特定疾患受給者台帳

（基準日：各年3月末現在）

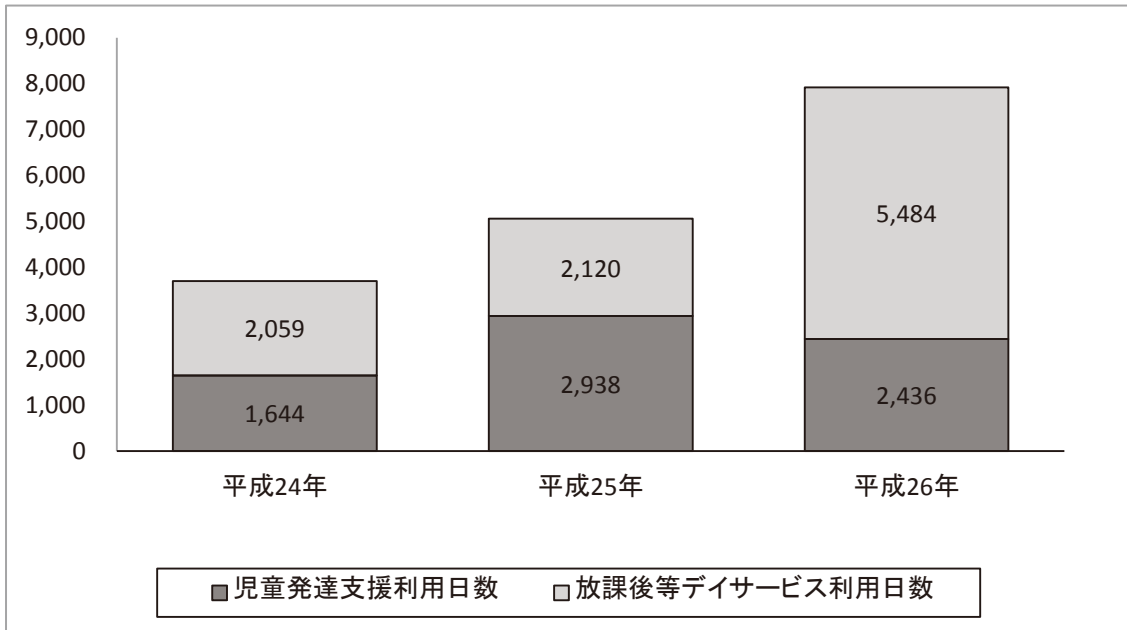


Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

(6) 障がいのある児童の状況

① 障害児通所支援支給利用日数

障がいのある児童の障害児通所支援支給利用日数についてみると、平成26年1月に下野市こども通園センターけやきが開所したことにより、放課後等デイサービス利用日数が大幅に増加しました。

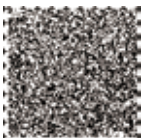


単位：日数

	平成24年	平成25年	平成26年
合計	3,703	5,058	7,920
児童発達支援利用日数	1,644	2,938	2,436
放課後等デイサービス利用日数	2,059	2,120	5,484

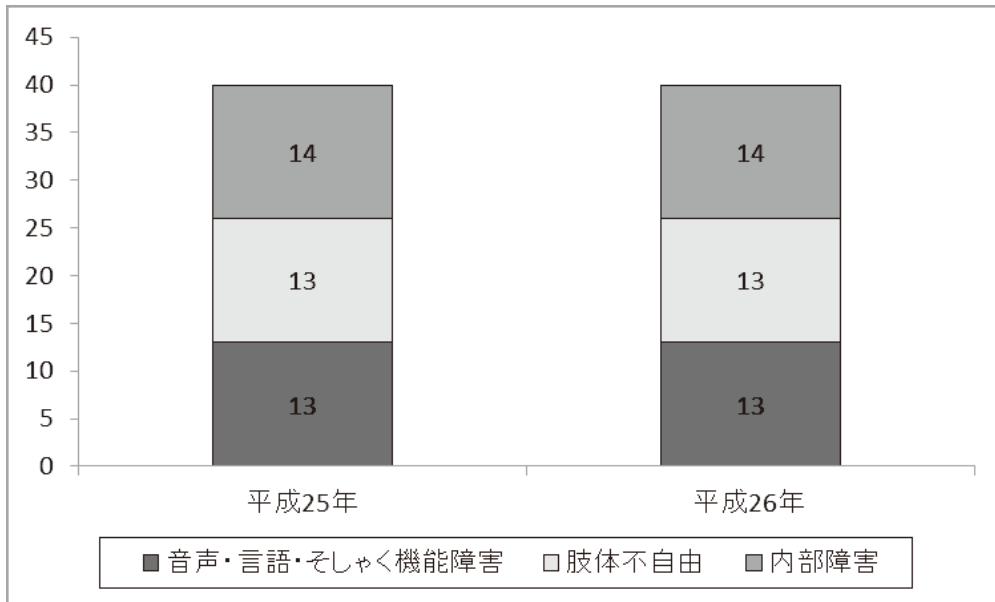
資料：障害児通所支援支給利用者台帳

(基準日：各年3月末現在)



②育成医療の利用者数

育成医療は、平成 25 年度より栃木県から権限移譲されたもので、身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものを対象とした医療費支給制度です。利用者数は 40 名程度で推移しています。



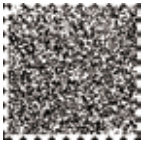
単位：人

	平成25年	平成26年
合 計	40	40
音声・言語・そしゃく機能障害	13	13
肢体不自由	13	13
内部障害	14	14

資料：育成医療利用者台帳  
 (基準日：各年3月末現在)







## 2 団体ヒアリングからみる現状

下野市障がい福祉計画策定にあたり、障害福祉サービスの実施状況と現状について把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、関係団体から意見を聴取しました。

### (1) 調査の概要

#### ①対象関係団体

障がい者支援団体 14 団体

障がい者支援機関 17 機関

#### ②調査方法

郵送によるアンケート調査

#### ③調査時期

平成 26 年 8 月

#### ④調査団体

障がい者支援団体 (14団体)	[保護者の会]	支援機関 (17機関)	音訳ボランティアこだま
	障がい児者保護者会（すまいるの会）		栃木県精神保健福祉会やしお会小山支部
	いいこみ		下野市ボランティア連絡協議会
	障がい児者の未来を考える会		下野市民生委員協議会障がい福祉部会
	おもちゃの図書館		栃木県立国分寺特別支援学校（知的障害）
	こぼと園親の会		栃木県立栃木特別支援学校（知的障害・身体障害）
	下野市中心障害児者父母の会		障害福祉サービス事業所工房つばさ
	わかばクラブ		障害福祉サービス事業所エール
	栃木県自閉症協会 県南自閉症児者親の会		福祉型障害児入所施設・障害者支援施設国分寺学園
	日本タウン症協会栃木支部（つくしの会）		小山富士見台病院グループホームのぞみ・ひかり
	【当事者の会】		障害児通所支援事業所こども発達支援センターこぼと園
	下野市身体障害者福祉会		障害児通所支援事業所こども通園センターけやき
	下野市中途失聴・難聴者の会		学校法人むつみ学園認定こども園むつみ学園
	ゆうゆうすまいる		若者サポート「ハチドリ」の会
栃木県高次脳機能障害	下野市地域活動支援センターゆうがお		
地域活動支援センターゆうがお利用者	下野市社会福祉協議会		
	自治医科大学とちぎ子ども医療センター		

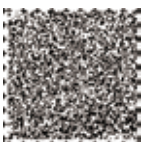
#### ⑤主な調査項目

障がい者支援団体	・団体の活動について	支援機関	・障害福祉サービスの提供について
	・障がいのある人を取り巻く環境について		・療育・教育環境について
	・障がいのある人の様子について		・障がいのある子どもを取り巻く環境について

#### ⑥回収率

・障がい者支援団体 57.10%（8 団体 / 14 団体）

・障がい者支援機関 77.80%（14 機関 / 17 機関）



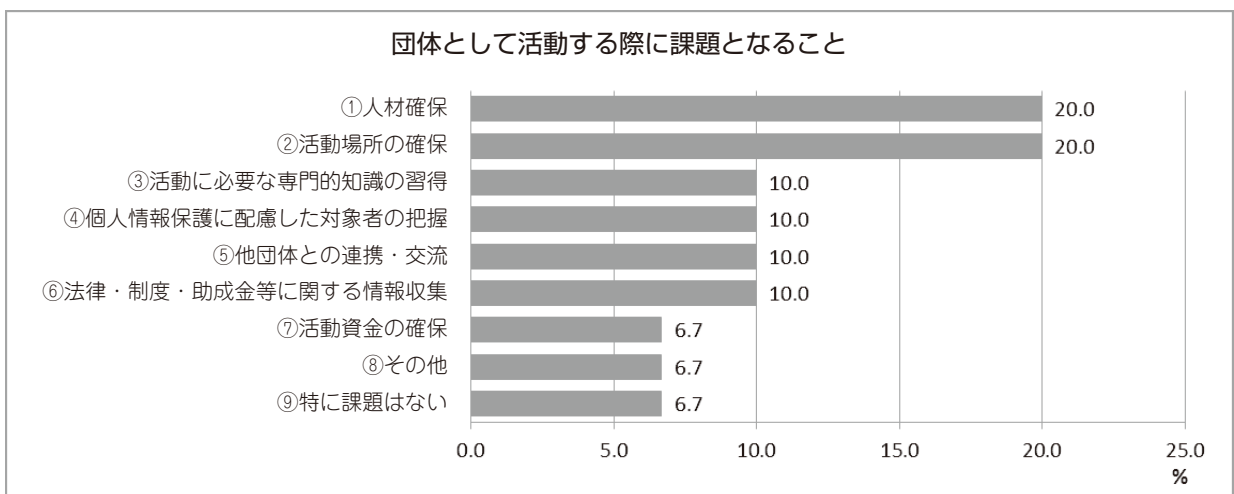
(2) 結果の概要

ア [ 障がい者支援団体への調査から ]

① 団体の活動について

〈課題〉

- ・活動する人材（ボランティア等）の確保が難しい。
- ・活動場所の確保が難しく、参加人数も不安定なため、時に公民館等の利用料が負担になることがある。
- ・会員の高齢化に伴い、新規会員加入を促進したいが、個人情報等の関係で手帳所持者など対象者が把握できない。

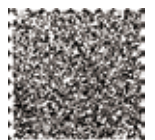


〈行政に望む支援〉

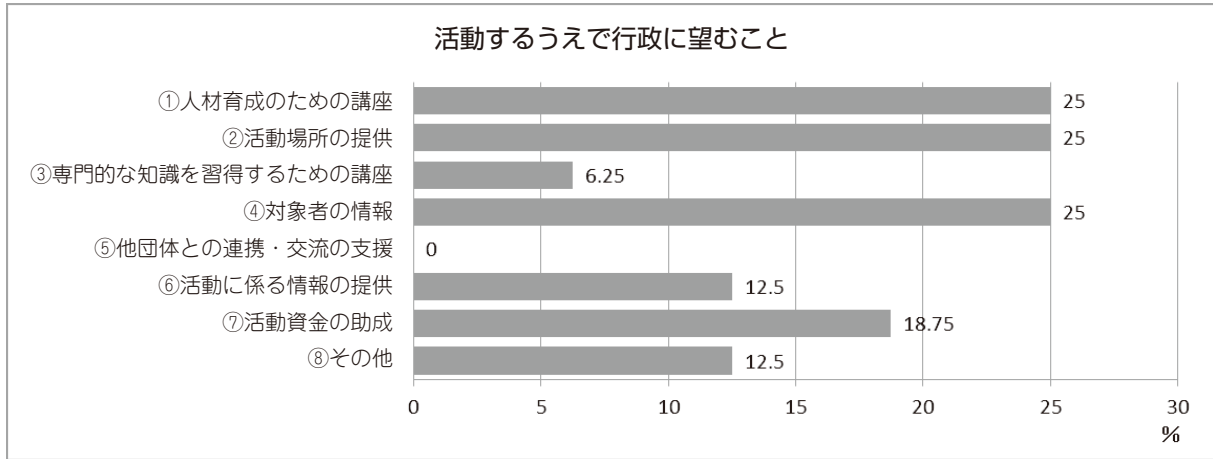
- ・各障がい者団体の活動PRをし、新規加入者への情報提供及び加入促進の普及啓発。
- ・活動資金の助成。
- ・専門的知識を有する人材。



小山富士見台病院  
デイケアセンター利用者作



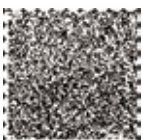
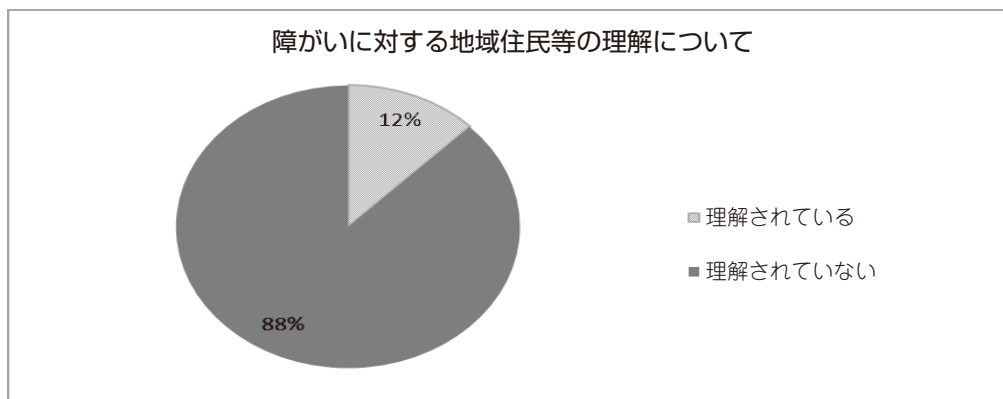
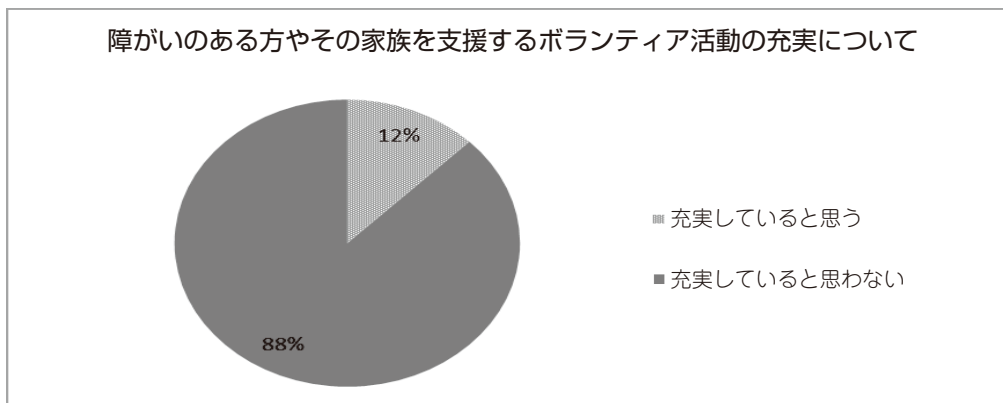
## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題



### ②障がいのある人を取り巻く環境について

#### 〈課題〉

- ・ ボランティアに触れる機会がほとんどない。
- ・ 障がいの認知度は、数年前と比較すると徐々に受け入れられつつあるが、理解は十分であるとは言えない。
- ・ 地域に参加したい企画があっても、保護者同伴を強いられたり、断られることもある。
- ・ 親亡き後の障がい者の生活について自立できるのか不安。
- ・ 親の急病等によって、障がい者を監護できない場合の預け先の確保。



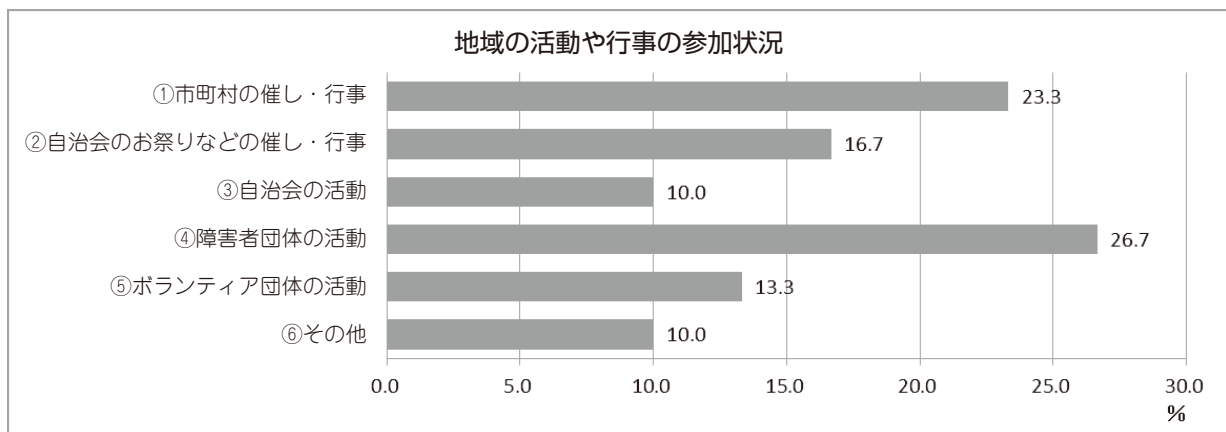
〈課題への解決策〉

- ・ボランティアに対する広報や呼びかけの必要性。
- ・幼少期からの障がい教育が必要。特別支援学校との交流学習などを通して障がい者への理解を深める教育の必要性。
- ・短期入所の利用可能な施設の増加、グループホーム等の必要性。
- ・寄り添ってくれる専門職の存在。

③障がいのある人の様子について

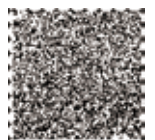
〈地域活動をする上での課題〉

- ・市内の交通機関が不便
- ・自治会等で役員が回ってきたときにそれを担えるかと不安がある。
- ・肢体不自由者の親には、送迎が常に課題となる。親が老いてくると障がい者の外出の機会が必然的に減ってしまう。
- ・一般企業への就労の門が狭い。



〈課題への解決策〉

- ・外出する為の支援の充実。
- ・支援学級に通学している支援児も、校内に限らず一般の事業所で、体験訓練の機会を与えられるようにする必要がある。



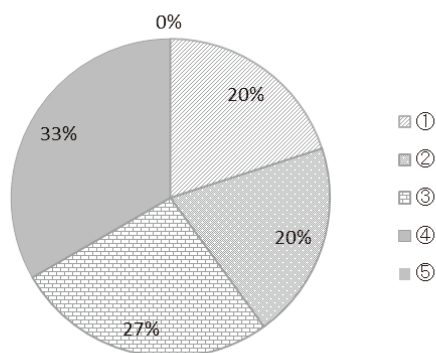
## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### イ [ 支援機関への調査から ]

#### ①障害福祉サービスの提供について

推進してきたこと	今後さらに努力を要すること	課題の解決策案
ア. サービスの質の向上		
・職員研修の機会を待つ。	・就労支援の推進の充実を図る。 ・行政は待ちの姿勢でなく積極的対応を望む。 ・保護者が利用したい量を十分にサポートできるマンパワーの確保（日中一時）。 ・提供会員数の増加。	・専門職の育成・職員の研修。 ・療育内容の充実・保護者支援、地域との連携強化。 ・面接の練習や日常生活面での助言。 ・地域住民の福祉ニーズの把握と適切なサービスが提供できる体制づくり。
イ. 訪問系サービスの充実を図る		
・職員研修の機会を待つ。	・行政は待ちの姿勢でなく積極的対応を望む。	・埋もれているケースなど定期訪問から社会資源につなげる。
ウ. 日中活動系サービスの充実を図る		
・現時点では、利用者のニーズにこたえられている。	・自立訓練の事業所があると良い。 ・就労関係事業所（精神）があると良い。 ・放課後等ディサービス事業所は開設されたがさらに小学校学童保育での受入れの拡充を望む。	・就労へつなげるための訓練の機会を増やす。 ・精神障害者のための就労系サービスの立ち上げ。 ・障がい児学童の理解と協力の普及啓発。
エ. 居住系サービスの充実を図る		
・共同生活のようなスタイルのものが、グループホームよりも自由で生活者としての実感が期待できる。	・親亡き後の将来を心配している。グループホームなど生活の選択肢が広がるように社会資源の充実が必要である。 ・短期入所のニーズに答える。	・グループホームの新設。 ・共同住居を増やすための活動。

障害福祉サービスの確保に必要な取り組み



#### 凡例

①自立支援協議会が地域分析やニーズの掘り起こしを実施し、協議会として社会福祉法人・NPO等へサービス実施を依頼する。

②市が、社会福祉法人やNPO法人等へサービス実施のためのノウハウ等を助言する。

③市が、社会福祉法人やNPO法人等へサービス実施のための財政的支援をする。

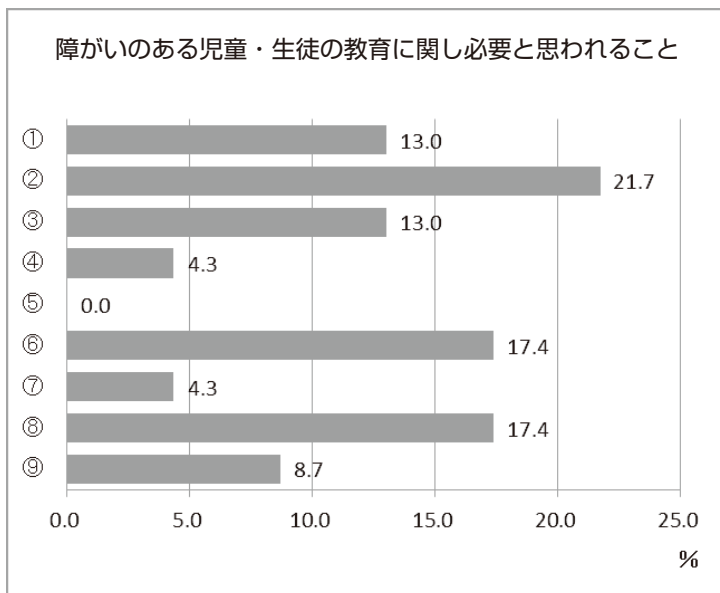
④社会福祉法人やNPO法人等に対し、市によるサービス提供に関する研修を実施する。

⑤その他

②療育・教育環境について

〈課題〉

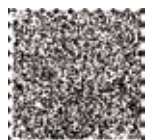
- ・ 早期発見・早期治療が必要である。
- ・ 障がい児を預かる幼稚園・保育園によって対応の仕方に不均衡がみられる。
- ・ 様々な機関が連携を図り、幼少期からの情報を共有し、支援することがとても大切。
- ・ 教員や療育実施スタッフの障がいに対する認識、研修の強化。
- ・ 特別支援学校の受入れには限界がある。幼少期からの障がい特性に応じた教育の充実、普通小中学校での特別支援のさらなる充実が必要である。
- ・ 安全に預かれる設備、人員の確保（人件費含）が必要。
- ・ 子供の特性や養育環境を踏まえた理解や、情報を共有化しプログラムを組み立てる努力はしているが、利用者増に伴い時間的に厳しいところがある。



障がいのある児童生徒の教育に関し必要とされる教育・保健・医療・福祉等の関係機関のサービスの充実を図るとともに、障がい児支援に関する教員の研修が必要と考えている機関が多い。

凡例

- ①児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実
- ②教育・保健・医療・福祉などの関係機関のサービスの充実
- ③早期発見・早期療育システムの充実
- ④特別支援教育の理解・啓発の推進
- ⑤スロープなど、児童・生徒の障害に対応した施設整備
- ⑥障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援
- ⑦障がいのある児童・生徒の保護者に対する経済的な支援
- ⑧障がい児支援に関する教員の研修
- ⑨その他



## Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

### ③障がいのある人や子供を取り巻く環境について

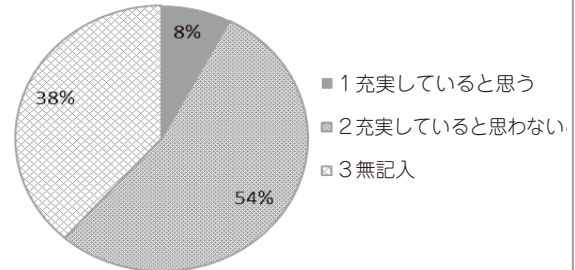
障がいのある方やその家族を支援するボランティア活動について、約半数以上の機関が充実しているとは思わないと答えている。

地域生活を支えるインフォーマルな支援の充実が求められているのがうかがえる。

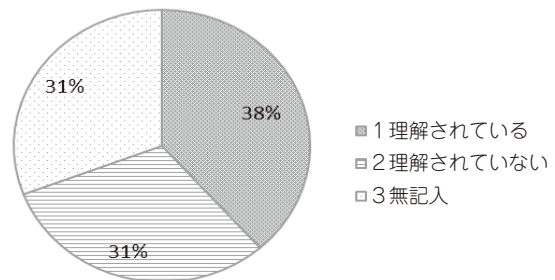
障がいに対する地域住民等の理解については、38%の機関が理解されていると答えているものの、一方で31%が理解されていないとも答えている。

今後も、継続して各障がいに応じた対応等について、地域住民へ啓発・啓蒙を行っていく必要がある。

障がいのある方やその家族を支援するボランティア活動の充実について



障がいに対する地域住民等の理解について



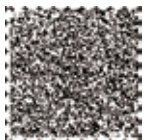
#### 〈課題〉

- ・ ニーズに対応できる社会資源の充実。特に重症心身障がい者の受け入れが困難で、在宅での生活を余儀なくされている方が多い。
- ・ 親亡き後の対応が、具体的に描けない。
- ・ 歩道の点字ブロックの敷設に連携した障がい者向け信号機設置の必要性。
- ・ 地域との積極的交流。
- ・ 事業所が少なくサービス数と種類が限定されているため、更なるサービスが必要。

#### 〈不安軽減の為に必要なこと〉

- ・ 各事業所におけるサービスの充実。
- ・ ニーズに即したサービスの計画的整備。
- ・ 医療・行政・福祉機関の連携を強化し、家族ぐるみの支援体制を作ることが必要。
- ・ サービス事業所等への人員や財政の補助の必要性。
- ・ 地域住民への障がい児者の理解の啓蒙。



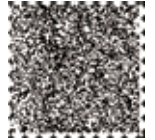




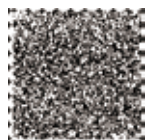
3 障害福祉サービスの提供状況

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護 重度訪問介護	1,626時間 /月	1,473時間 /月	1,854時間 /月	1,172時間 /月	2,082時間 /月	1,083時間 /月
同行援護 行動援護						
重度障害者等包括 支援	89人	97人	101人	71人	113人	72人
生活介護	1,620人日 90人	1,998人日 111人	1,692人日 94人	2,037人日 108人	1,764人日 98人	2,124人日 108人
自立訓練 (機能訓練)	22人日 1人	0人日 0人	22人日 1人	0人日 0人	22人日 1人	0人日 0人
自立訓練 (生活訓練)	81人日 3人	124人日 8人	81人日 3人	73人日 5人	81人日 3人	74人日 4人
宿泊型自立訓練	48人日 2人	55人日 2人	48人日 2人	61人日 2人	48人日 2人	61人日 2人
就労移行支援	522人日 29人	465人日 35人	540人日 30人	400人日 24人	558人日 31人	312人日 20人
就労継続支援 (A型)	22人日 1人	3人日 1人	22人日 1人	97人日 5人	22人日 1人	107人日 6人
就労継続支援 (B型)	748人日 44人	1,054人日 58人	765人日 45人	1,071人日 59人	782人日 46人	1,229人日 66人
療養介護	1人	111人日 4人	1人	122人日 4人	1人	150人日 5人
短期入所	121人日 11人	83人日 26人	121人日 11人	71人日 10人	121人日 11人	70人日 11人
共同生活援助 共同生活介護	31人	38人	33人	39人	35人	39人
施設入所支援	52人	54人	51人	54人	50人	56人
計画相談支援	10人/月	5人/月	30人/月	4人/月	55人/月	33人/月

Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題



		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業	相談支援事業所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	5ヶ所
	地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		1人	1人	1人	1人	1人	1人
コミュニケーション支援事業		17人	18人	18人	18人	19人	14人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練等支援用具	4件	4件	4件	3件	4件	0件
	自立生活支援用具	13件	16件	14件	3件	15件	2件
	在宅療養等支援用具	6件	3件	6件	7件	7件	5件
	情報・意思疎通支援用具	12件	8件	13件	10件	13件	2件
	排せつ管理支援用具	1032件	1050件	1056件	1073件	1080件	1159件
	居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件	6件	3件	0件
移動支援事業	利用時間	770時間	1246.5時間	780時間	1146.5時間	800時間	645.5時間
	実利用者数	24人	38人	25人	36人	26人	34人
地域活動支援センター事業	市内施設利用分（施設数）	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	（利用者数）	39人	36人	41人	45人	42人	41人
	市外施設利用分（施設数）	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	（利用者数）	1人	1人	1人	0人	1人	1人
その他市で実施する事業	身体障害者用自動車改造費給付事業	2人	2人	1人	2人	1人	1人
	身体障害者用自動車運転免許取得費用助成事業	1人	0人	1人	0人	1人	1人
	日中一時支援事業	25ヶ所	25ヶ所	26ヶ所	28ヶ所	27ヶ所	27ヶ所
		64人	54人	67人	60人	71人	54人
	訪問入浴サービス事業	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
2人		2人	2人	3人	2人	2人	



## 4 下野市受理ケース会議から挙げた地域の課題

月1回、市、障がい者相談支援センター、相談支援事業所、県南健康福祉センターなどと受理ケース会議を実施しており、支援者間の連携による個別ケースから地域課題を抽出しました。

### (1) 生活支援の充実

- ・医療依存度の高い障がい者の居場所の確保（日中活動、短期入所）
- ・グループホームの充実
- ・サービスの支給決定を受ける前にサービスの体験利用が出来る体制整備（居宅介護（ホームヘルプ）の体験利用制度など）
- ・制度の狭間の方の支援方法（家族のいない若年の癌患者など）・福祉サービス事業所への通所をしていない障がい者の生活能力向上の機会
- ・情報へのアクセスがしやすいシステムの構築
- ・より身近な相談支援体制の構築  
（例：国分寺、南河内、石橋各地区に障がい者相談支援センターの設置）

### (2) 生活環境の充実

- ・年齢や障がい種別、利用目的を問わない下野市の実情に合わせた移動支援の充実

### (3) 保健・医療体制の充実

- ・疾病、障がいの普及・啓発

### (4) 保育・教育体制の充実

- ・障がいを持つ親への育児支援

### (5) 就労支援の充実

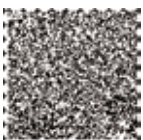
- ・一般就労、福祉的就労に関わらず、障がい者の働く場の確保

### (6) 社会参加の支援

- ・定年を迎えた障がい者の日中の居場所（例：サークル活動等）
- ・当事者活動に関する情報の集約、発信

### (7) 協働によるまちづくりの推進

- ・地域住民に対する様々な障がいへの理解の促進
- ・年齢や障がい種別を問わない支援者間の連携強化
- ・地域での見守り体制の構築



## 5 自立支援協議会グループワークでの課題

協議会委員が、それぞれの立場で日常の活動の中で地域課題を出し合いました。

障がいがあっても働ける場があるとよい  
 障がい者の就労支援の充実、ノウハウがない  
 障がい者と健常者の心のバリアフリー  
 精神障がい者への対応の仕方が分からない  
 障がい福祉の全体像が見えにくい  
 地域住民への情報提供が必要  
 社会の偏見や家族自身の偏見が強く、家族もオープンにしたがらない  
 家族同士のネットワークの構築援助システム作り  
 障がいを持っていても普通の人と変わらない生活を送りたい  
 地域で支えるネットワーク作り  
 障がい者相談の充実  
 病気をオープンにし、同じ仲間と集える場所がほしい  
 障がい者の社会的自立の支援方法  
 専門性・質の向上、キャリアパス  
 市内のサービスの現状と課題等

明らかになった地域の現状課題の共有を行い、3つの部会で課題解消への取り組みを検討しました。

### くらし・ 生きがい部会

- ・“はたらく”こと
- ・福祉的就労
- ・優先調達法
- ・就労についての情報集約

### ひと・ きずな部会

- ・人材育成、関係機関との連携
- ・“居場所”とは
- ・職員としての支援
- ・勉強会
- ・普及啓発

### こども部会

- ・障がい児への支援
- ・親への支援
- ・障がい児の居場所について
- ・サポートファイルの普及

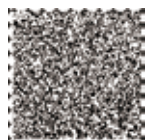


## 6 第3期障がい者福祉計画の主な施策の評価について

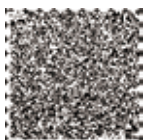
第3期障がい者福祉計画では、本市の重点目標「居場所の確保」「就労支援の充実」「普及啓発の推進」の基本的方向として、以下の7項目について施策を推進してきました。各項目における現状及び今後の課題・方向性は以下のとおりです。

(1) 生活支援の充実	<b>現状</b>
	<p>平成21年4月に下野市障がい者相談支援センターが設置され、身近な地域で一般相談ができるようになり相談体制の充実が図られてきました。また、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正による「サービス等利用計画」が障害福祉サービス利用希望者全員に策定されることにより、生活相談・障害福祉サービス利用に関する情報提供・申請手続きの援助等、障がい者及びご家族の一人ひとりのニーズに応じた支援が実施されるようになりました。</p> <p>その他、成年後見人制度が地域生活支援事業の必須事業となり、障がい者の権利擁護の推進をしています。</p>
	<b>評価</b>
	<p><b>【特に推進してきたこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の増加</li> <li>・ 市内相談支援事業所連絡会、市内施設連絡会、地域活動支援センター会議等の定期的な開催や関係機関との連携強化</li> <li>・ 障がい児の放課後等の支援施設整備と運営委託（こども通園センターけやき）</li> <li>・ 障がい児の相談支援事業（こども発達支援センターこばと園）</li> <li>・ 障害者虐待防止法、優先調達推進法の制定による事業推進</li> <li>・ 障害者相談支援センターからの情報提供</li> </ul> <p>手帳保持者の増加、障がいの重度化、当事者や介護者の高齢化等、障がいのある人の個々の状況やニーズは、複雑多岐になっています。</p> <p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障がい特性に応じたさまざまな生活支援ができるよう、サービスの量及び質の提供を図ってきました。</p>
	<b>第4期計画で目指す方向性</b>
	<p>障がいのある人やその家族に寄り添った相談支援やサービスの提供ができるように、適切な情報提供及び相談体制の構築を進めていきたいと思います。</p> <p>地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務、成年後見制度利用支援や相談支援事業者への専門的指導、助言の相談支援体制強化を行うための基幹相談支援センター設置検討を進めていきます。</p>

(2) 生活環境の 充実	<b>現状</b>
	<p>障がいのある人が安心・安全に生活できるような支援として、災害時等に要援護者が支援を受けるための要援護者名簿の登録や見守り情報キットの配布等連携システムが進んできましたが、登録は、個人情報保護の主旨より個人申請となっているため、市民の積極的な登録推進を継続していく必要があります。</p> <p>また、道路・公共交通機関・公共施設などのバリアフリー化や移動支援のデマンドバス・福祉タクシー・有償運送サービス等の継続実施を行っています。</p>
	<b>評価</b>
	<p><b>【特に推進してきたこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要援護者名簿の登録の促進</li> <li>・ 情報キットの配布</li> <li>・ 災害対応マニュアルの改正</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 市民へ緊急情報の発信</li> </ul> <p>平成 23 年に発生した東日本大震災以降、安全・安心に対する関心が、障がいのある人を含め市民全体に高まっています。</p> <p>防犯や交通安全についても、安心して暮らせる生活環境が、徐々にすすんできましたが、まだ十分ではありません。</p> <p>今後も、障がいのある人が地域で快適な生活を送るうえで、地域での協力・見守り等、地域で支える環境をつくることはとても重要です。</p>
	<b>第 4 期計画で目指す方向性</b>
	<p>障がいのある人を含め、市民一人ひとりが安心して快適に過ごせるよう、日常生活の利便性の向上と緊急時の体制強化を図ることが求められています。</p> <p>障がい者の単身世帯や自治会未加入者への支援対策、地域住民の協力体制等について検討が必要です。</p> <p>今後は、ハード・ソフトの両面から総合的なまちづくりを推進するため、障がいがあっても地域で生活できるような、生活環境の充実を進めていきます。</p>



<p>(3) 保健・医療体制の充実</p>	<p><b>現状</b></p>
	<p>難病患者を含め、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、障がいによる生活のしにくさを軽減し、自立の促進を図るため、保健・医療・福祉の連携を図っています。</p> <p>自立支援法が総合支援法に変更となり、難病患者の方も障がい福祉サービスの対象となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者数（特定疾病患者手当）：424人（うち小児74人）</li> <li>●難病患者のうち福祉サービス利用者数：0人（H26.3末）</li> </ul> <p>平成25年度より、県に精神医療相談体制が整備され、休日・夜間の緊急対応が可能となりました。</p> <p>育成医療は、平成25年度以降、県からの権限移譲により市の事業となりました。</p>
	<p><b>評価</b></p>
	<p>いつまでも健康に過ごしたいということは、市民すべての共通した願いです。難病患者を含めた障がい者の障がいによる生活のしにくさを軽減し自立を促進するため、保健・医療・福祉の連携強化が必要となります。</p> <p>障がいサービス利用者に策定されるサービス等利用計画や、サポートファイルの活用をすることにより、保健・医療・福祉のサービス連携体制が徐々に整ってきています。</p>
	<p><b>第4期計画で目指す方向性</b></p>
	<p>高齢化の進行に伴い、健康や体力への不安、障がいの重度化・重複化、生活習慣病から生じる障がいケースなど、ますます保健・医療への需要が高まってきます。</p> <p>また、更生医療の腎機能障害の占める割合が多いなど、生活習慣による症状悪化を防ぐ予防的活動に重点を置く必要があり、疾病の早期発見・早期治療の強化が求められています。</p>



(4) 保育・教育体制の充実

**現状**

一人ひとりの健やかな発達を確保するために、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育が提供されています。関係機関との連携を図ることで、体制強化を図っています。

●市内障害児保育受入実施保育園・幼稚園数（H25年3月時）

（幼稚園：6/7園、24人）

（公立保育園：3/5園、8人）

（私立保育園：1/5園、1人）※はばたき支援事業実績から

●市内療育機関数（2機関）（H27年2月時）

こばと園利用状況

児童発達支援	76人	平均利用日数	3.2回/人/月
放課後等デイ	48人	平均利用日数	1回/人/月

けやきの利用状況

児童発達支援	5人	平均利用日数	3日/人/月
放課後等デイ	57人	平均利用日数	8.4日/人/月

●下野市特別支援教育推進計画が策定されました。（平成24年3月）

平成24～平成27年の4か年計画

《基本目標》

児童生徒が、主体的に生活や学習上の困難を改善し、自立や社会参加を目指すための教育的支援の充実

《施策の基本方針》

- ・ 保護者・地域の理解協力
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 推進体制の充実

**評価**

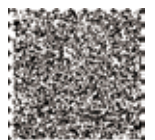
障がいのある児童・生徒は、それぞれの発達レベル、障がいの状態は多様であり、療育・保育・教育に対するニーズも児童・生徒によりさまざまです。

今後も、一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するために、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育が提供できるよう推進する必要があります。

**第4期計画で目指す方向性**

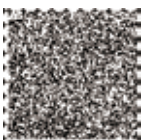
今後も、それぞれの障がいの状況や個々の特性に応じた適切な療育、保育及び教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会の確保が求められています。

また、子どもの支援に加え、保護者が総合的に相談できる機関や支援者の研修の開催などの充実を図っていきます。





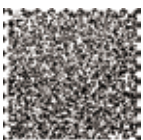
(5) 就労支援の 充実	<b>現状</b>																														
	<p>一般就労が困難な障がい者に対し、障がい福祉サービスの就労に向けた就労移行支援サービス、就労継続支援サービスを提供しています。</p> <p>また、障がいサービス事業所においては、訓練の一つとして施設外就労支援を取り入れる等、一般就労へ向けてより現実的な支援を提供しています。</p> <p>●下野市在住の方（ハローワーク小山登録者）の就職状況</p>																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 10%;">21年度</th> <th style="width: 10%;">22年度</th> <th style="width: 10%;">23年度</th> <th style="width: 10%;">24年度</th> <th style="width: 10%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障がい者</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>4人</td> <td>7人</td> <td>2人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>1人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>その他の障がい者</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	身障がい者	5人	5人	10人	10人	8人	知的障がい者	4人	7人	2人	5人	5人	精神障がい者	1人	4人	4人	1人	1人	その他の障がい者	0人	0人	0人	0人	0人
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																									
	身障がい者	5人	5人	10人	10人	8人																									
	知的障がい者	4人	7人	2人	5人	5人																									
	精神障がい者	1人	4人	4人	1人	1人																									
	その他の障がい者	0人	0人	0人	0人	0人																									
	<p>就労を希望する障がい者に対し、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がいの種別・程度等に応じた支援を行なっています。</p> <p>●市は、障害者優先調達推進計画を策定し、目標額を定めています。</p>																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">目標額</th> <th style="width: 35%;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>500千円</td> <td>457千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,000千円</td> <td>1,057千円（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		目標額	実績額	平成25年度	500千円	457千円	平成26年度	1,000千円	1,057千円（見込）																					
	目標額	実績額																													
平成25年度	500千円	457千円																													
平成26年度	1,000千円	1,057千円（見込）																													
<b>評価</b>																															
<p>年々、就労を希望する障がい者の数は増えています。一般就労を目指すためにも、福祉的就労の障害サービス事業者と連携をはかり、障がいのある人が、自己の力を発揮できるよう連携を図っています。</p> <p>また、障がいのある人が、適正と能力に応じ、就労の場に就くことは、生活の経済的基盤の確保だけでなく、日中活動の場の確保や社会参加の実現の観点からも重要であるため、継続支援を行なっていきたい。</p>																															
<b>第4期計画で目指す方向性</b>																															
<p>障がい者の就労支援の充実を図るために、関係機関との連携のもと、福祉的就労、一般就労を含め、障がいの状況や特性に配慮した就労支援施策の活用を行い、障がいのある人の経済的・社会的自立の促進をしていきます。</p>																															



(6) 社会参加の 支援	<b>現状</b>
	<p>市内には、日中活動系サービス事業所が2か所、障がい児入所施設・障がい者支援施設が1か所、障がい児通所施設が2か所、日中一時支援事業所が3か所、精神障がい者対象グループホームが2か所、地域活動支援センターが3か所整備されています。また、文化活動、スポーツ交流事業などの参加も継続実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県障害者スポーツ大会</li> <li>・ レクリエーション教室</li> <li>・ 障がい者交流会</li> <li>・ ふれあい福祉運動会</li> <li>・ 知的障がい者青年サークル（ゆうゆうすまいる）</li> <li>・ 福祉フェスタ、産業祭等の交流事業への参加</li> <li>・ 地域生活支援事業（移動支援）を利用した社会参加</li> <li>・ 障害手帳保持者への施設使用料の減免</li> </ul>
	<b>評価</b>
	<p>障がいのある人の生活の質を上げていくうえで、生きがいづくりは重要なものであり、障がいのある人のスポーツ・文化等の活動や地域参加を振興していくことは、大切なこととなります。</p> <p>イベント的な大会・行事だけでなく、身近な地域で障がいのある人が文化活動、スポーツ・レクリエーションや交流会へ参加できる環境の整備も必要です。</p> <p>また、障がいのある人が、安心して社会参加できる「障がいに対する理解」の促進や、地域に「支援してくれる店舗」「障がい者を守る家」など、多くの支援者をつくっていくことが求められています。</p>
	<b>第4期計画で目指す方向性</b>
	<p>身近な地域で障がいのある人が文化活動やスポーツ・レクリエーション、交流会などさまざまな活動に参加することで、自己の能力を最大限発揮し、生きがいのある地域生活を送れるよう支援をしていきます。</p>



(7) 支え合う地域づくりの推進	<b>現状</b>
	<p>毎年、福祉フェスタに地域自立支援協議会コーナーを設置し、障がい福祉サービス内容の紹介や市民への障がい福祉の理解促進等の広報・啓発活動を実施しています。</p> <p>また、ボランティア育成講座の開催、ボランティア活動の推進についても継続で実施していきたいと思います。</p> <p>障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるための取り組みを継続実施していきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の推進</li> <li>・ 地域生活支援事業（理解促進啓発事業）の実施</li> <li>・ 地域生活支援事業（自発的活動支援事業）の実施</li> </ul>
	<b>評価</b>
	<p>障がいや障がいのある人に対しての理解を深め、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを推進することが求められています。</p> <p>そのためには、交流やふれあいの機会などを活用し、子どもたちから人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある人を地域で支える環境づくりが必要です。</p>
	<b>第4期計画で目指す方向性</b>
	<p>広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会などを活用し、障がいや障がいのある人に対して理解を深め、あらゆる偏見や差別をなくし、ともに生きるまちづくりを推進します。</p> <p>地域で障がい者を支えるしくみづくりのため、ボランティア育成、NPO法人設立等についても推進します。</p>



## Ⅲ 計画の基本的な考え方



### 1 計画の基本理念

市障がい福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針に即してこれを策定することとされています。

#### (1) これまでの経緯

基本指針において、障がい福祉計画の期間を3年で一期としており、これに基づき、都道府県及び市町村は3か年ごとに障がい福祉計画を作成しています。

##### 【第1期計画期間】平成18年度～平成20年度

平成20年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定

##### 【第2期計画期間】平成21年度～平成23年度

第1期の実績を踏まえ、第2期障がい福祉計画を作成

##### 【第3期計画期間】平成24年度～平成26年度

障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障がい福祉計画を作成

#### (2) 障害者総合支援法の施行に伴う改正点

地域社会の共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行等を踏まえ、基本指針については次の改正が行われました。

##### ①基本方針の見直し

###### (ア) 目標に関する事項の追加

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定める。

###### (イ) 障がい者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障がい者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされた。

###### (ウ) 実態を踏まえた基本指針の見直し

障がい者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更することとされた。

##### ②障がい福祉計画の見直し

(ア) 都道府県・市町村は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとされた。また、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携に関する事項を定めるよう努めることとされた。





- (イ) 市町村は障がい者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めることとされた。
- (ウ) 都道府県・市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行うこととされた。  
(PDCAサイクルの導入)

### (3) 国の基本方針の見直しについて

第4期障がい福祉計画の策定に係る国の基本方針については、平成26年5月15日付の告示により、次のとおり改正内容が示されている。

#### ①障がい者の地域生活の支援

「障がい者の地域生活の推進に関する議論の整理」(平成25年10月11日障がい者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ)を踏まえ、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点(以下、「地域生活支援拠点」という。)の整備の方向性等を定めるとされた。

#### ②相談支援体制の充実・強化

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備

#### ③障がい児支援の体制整備

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障がい児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定めるとされた。

#### ④障がい福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定

##### (ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本としているが、栃木県では施設入所者の7%を地域生活へ移行とし、入所者の2%削減することを目標値としている。なお、第4期障がい者福祉計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期障がい者福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされた。



(イ) 入院中の障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定するとされた。なお、入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率について、すでに実績を上げている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

(ウ) 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域において、平成29年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とするとされた。

(I) 福祉施設から一般就労への移行等

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

⑤障がい福祉計画に定める事項について、調査、分析、及び評価を行う

障がい福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障がい福祉計画の見直しの措置を講じることと等を盛り込む(PDCAサイクルの導入)。

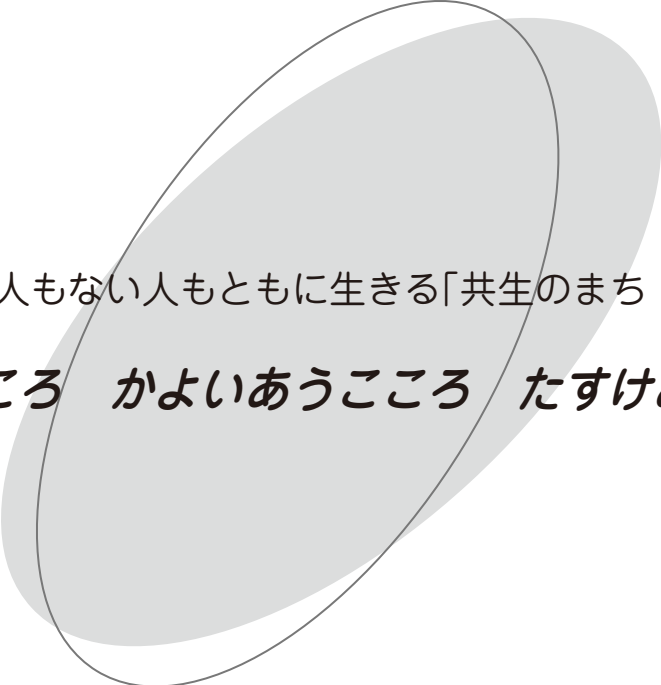
(4) 地域生活支援事業について

障害者総合支援法第88条に基づき、市町村が定める障がい福祉計画においては、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めなければならないこととされていますが、平成26年5月15日付の国通知「地域生活支援事業に係る障がい福祉計画の作成について」が一部改正されたことに伴い、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めることとされました。

- ①実施する事業の内容
- ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量
- ③各年度の見込量の確保のための方策
- ④その他実施に必要な事項



## 2 計画の基本目標



障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」  
「ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ」

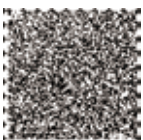
ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度を問わず

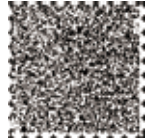
障がいのある人等が自らその居住する場所を選択し

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。

また、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら

自立と社会参加の実現を図っていくことを基本目標とします。





### 3 重点目標

今回本市では、近年の障がいのある人をめぐる状況や本市の課題を踏まえ、次の3項目を重点目標として設定します。

障がい者福祉に携わるメンバーで構成する地域自立支援協議会でグループワークを実施し、第3期計画の重点目標に関する見直しと今後の課題や解決策などについて話し合い、情報共有を行いました。

このグループワークで出たご意見をもとに障がい者福祉の向上に向けた取り組みを重点的に推進します。

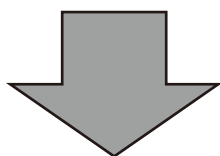
#### 重点目標1「普及・啓発」について、グループワークで出たご意見(抜粋)

〈推進してきたこと〉

- 特別支援学校においては、企業組合などに実習受け入れについてPRしている。
- 保育園の保護者会総会で支援児の紹介を行い、障がい理解を求めてきた。
- 平成25年度啓発活動の一環として精神保健福祉会主催で、精神障がい者の地域移行や就労についてを描いた映画の上映を行った。

〈今後の推進課題〉

- 幼少期・学齢期から支援学校や障がい者との交流を図っていく。(障がいのある方が得意なことを子供たちに教える機会、一緒にレクリエーションを楽しむ、小中学生が職場体験として、施設に体験学習に行く)
- 障がいのある方が、日ごろの成果を発表できる場があるとよい。(例えば、デイケアでの劇、ギターの発表会、切り絵などの作品展示の機会を作ってもらう)
- 精神障がいについては、特に障がいの理解が得にくい。もっと社会に理解されることを望む。(理解度は他の身体・知的障がいと比較して低い。誰にでもなりうる可能性があることから、学齢期から知っておく機会があると良い)
- 障がい者のサポーターを増やそう!
- 障がい児保育は、医療ケアの有無に関わらず市内の全ての園で実施し、受入れにおいても各園での不均衡の是正をしよう。

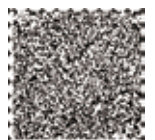


#### 重点目標1 普及啓発の推進

#### 障がいのある人もない人もともに生きる地域をつくる

子どもころからノーマライゼーションの精神を育むため、保育園や幼稚園、学校教育で、障がいのある人との交流の機会を図ります。また、市民が障がいへの理解を深め、障がいのある人も、主体的に地域社会に関わり、地域行事などを積極的に活用できるよう支援・促進します。

障がいのある方が生活のしづらさを最も感じるのは、障がいへの理解がない場合に多くあります。障がいの理解は、普及啓発が根幹となるものであることから、第4期計画においては重点目標1にかかげ推進を図ります。





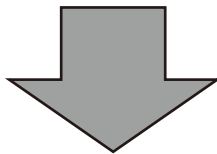
重点目標2「就労支援の充実」について、グループワークで出たご意見(抜粋)

〈推進してきたこと〉

- 自立支援協議会（くらし・いきがい部会）で下野市の障がい者の具体的就労先の現状について調べまとめました。
- 通所している法人内で、就労の事業のあり方について検討や、市内事業所間で情報交換を行った。
- 法定雇用率の改定によって障がい者雇用は少しずつ進んでいる。

〈今後の推進課題〉

- 障がい者雇用の実態を知る機会を設ける。
  - ・自立支援協議会が、実際に障がい者を雇用している事業所から、工夫していること、改善してきたこと、よかったこと、困っていることなどを聞ける場があるとよい。
- 障がいの程度や種別、年齢などを総合的に理解し配慮された労働環境を望む。
  - ・車いすでも働ける環境。
  - ・精神疾患など体調を考慮された仕事の提供。
  - ・精神障がいを持つ方の就労支援。
  - ・シルバー人材センターのように高齢期になっても就労できる場があるとよい。
- 障害者優先調達推進法のさらなる推進をはかる。
  - ・福祉的就労の対象者も、働くことに喜びを感じられることが必要。
- 就労移行支援事業所は、減少傾向にあるが、事業所のあり方について工夫が必要。

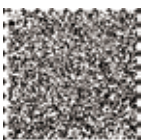


障がいのある人が自分らしく働ける環境をつくる

障がいのある人が、一人ひとりの意欲と適性に応じた就労の機会が得られるよう、企業や雇用主に対する啓発や研修等を行うよう努めます。

また、障がいのある人の希望や経験、能力に応じて多様な就業形態の確保が図られるよう、雇用制度の充実や就労を支援するなど地域社会や関係機関と連携した様々な就労支援に取り組めます。

重点目標2  
就労支援の充実



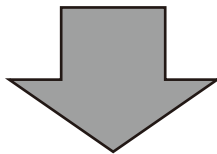
重点目標3「居場所の確保」について、グループワークで出たご意見(抜粋)

〈推進してきたこと〉

- 第3期計画の課題であった小中学生の居場所の確保について、平成26年1月に下野市こども通園センター「けやき」ができ、障がいのある子どもの学童期における放課後対策や長期休業中の居場所ができた。

〈今後の推進課題〉

- 障がいがあってもなくても、「とりあえず」行ける場所、集えるところがたくさんあるといい。
- スポーツやパソコン講座など気軽に参加できるようになればいい。そこに、支援者がいてくれたら心強い。
- 医療的ケアが必要な方の居場所。
- ニートや引きこもりの方など同じ年代の方が集えるところがあるとよい。
- 障がいのある方が困った時に立ち寄れる店や家があるとよい。「障がい者を守る家」などのネーミングで☺マークなど分かりやすく広く周知できるとよい。
- 移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターのあり方など更なる充実が必要。
- 基幹型相談支援センターの横に居場所があるとよい。
- 親亡き後の居場所として、グループホームなどのあり方を今後、どのように考え計画していくが重要である。
- 居場所は、今あるところへ障がいがあってもなくてもみんなであげ気軽に集える場所があるとよい。



障がいのある人が安心して過ごせる場をつくる

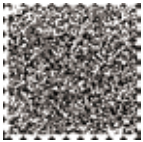
障がいのある子どもの学童期の放課後対策や長期休業中の居場所ができましたが、さらなる支援の充実を図っていきます。

また、若い世代のニートや引きこもりの方など同じ年代の方が集える場を確保するため、多様な日中活動の場の整備に努めます。

上記の課題を解決するため、「地域自立支援協議会」において基幹型相談支援センターの設置も含め、居場所の確保に関することについて具体的な検討を行います。

重点目標3  
居場所の確保





## 4 計画の基本的方向

基本目標を達成するために、本計画の基本的な方向を以下のように設定します。

### 1 生活支援の充実

障がいのある人、一人ひとりのニーズに応じ生涯を通じた各種サービスの充実、生活する場所の整備に引き続き取り組みます。さらに、利用者の自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量及び質の確保を図るとともに、利用者に対し、適切な情報提供に努めます。また、障がいのある人やその家族に寄り添った相談支援体制の構築を進めます。

### 2 生活環境の充実

障がいのある人が災害や犯罪などの被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪の心配のない安全・安心なまちづくりを推進します。

また、道路・公共交通機関・公共施設等の建築物などのバリアフリー化に努めるとともに、誰もが移動や外出をしやすい環境づくりを進めます。

### 3 保健・医療体制の充実

難病患者を含めた障がいのある人の障がいによる生活のしにくさの軽減を図り、自立促進のため、保健・医療・福祉の連携を図り、障がいのある人が乳幼児期から高齢期にわたって適切な保健・医療サービスが受けられる体制を引き続き充実します。

また、疾病の早期発見・早期治療の体制を強化します。

### 4 保育・教育体制の充実

一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するため、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育を継続して提供します。

また、障がいのある子どもが社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況や個々の特性に応じた適切な療育、保育及び教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

### 5 就労支援の充実

障がいのある人の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就き、障がいのある人が最大限、自己の力を発揮できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

さらに、障がいのある人の社会的自立を促進し、生活の経済的基盤の確立をめざします。



## 6 社会参加の支援

障がいのある人が社会参加をするための環境を整え、社会、経済、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加できる機会が保障されるように努めます。

また、身近な地域で障がいのある人が文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションや交流などのさまざまな活動に参加することで、自己の能力を最大限発揮し、生きがいのある地域生活を送れるよう支援します。

## 7 協働によるまちづくりの推進

障がいに対する理解を深め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し、認め合うことができるよう、人権意識の向上を図ることで、障がいに対する偏見や差別をなくす協働のまちづくりを推進します。

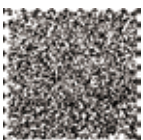
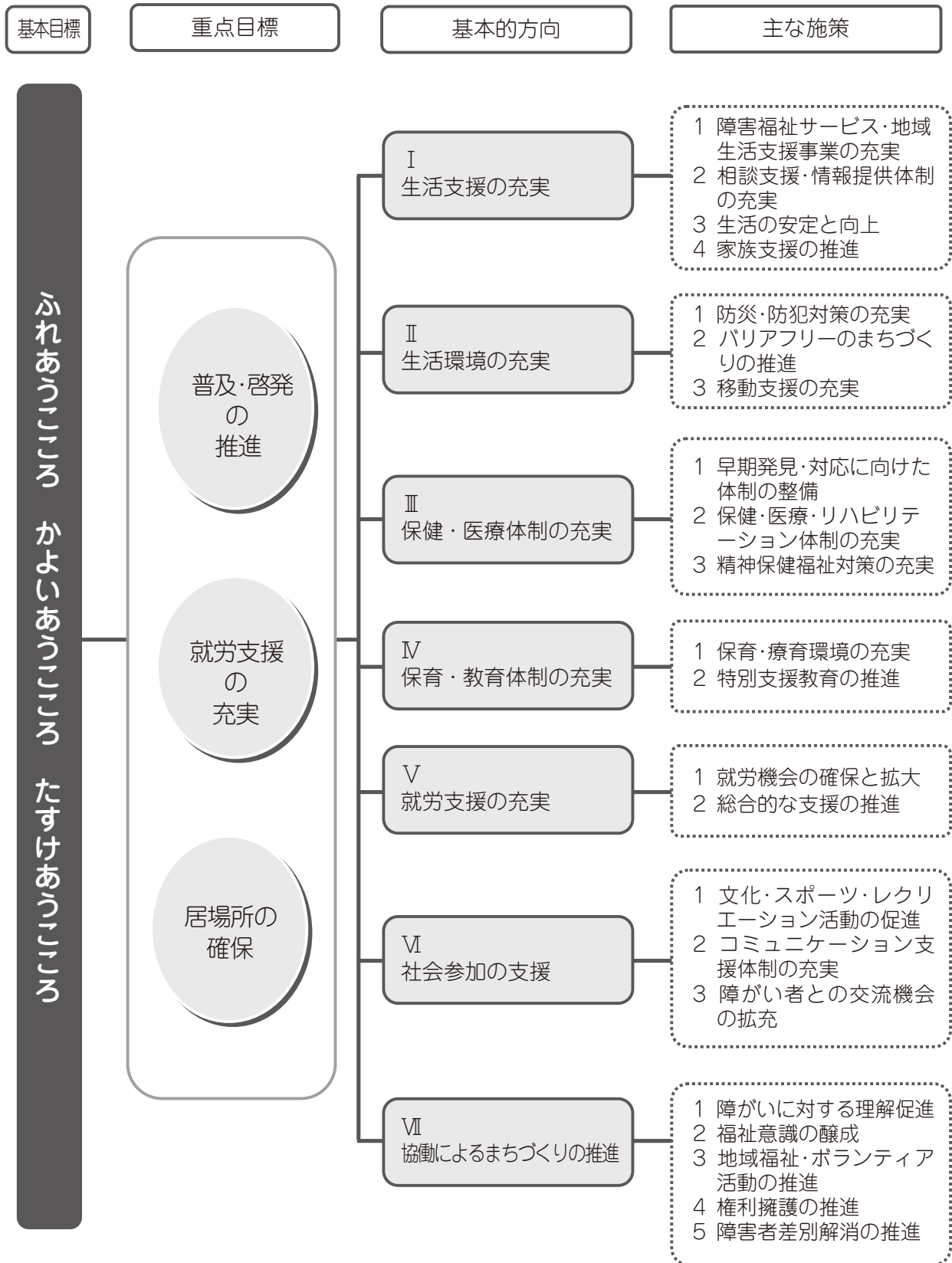
また、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会などを活用し、子どもたちからの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある人を地域で支える環境づくりに努めます。



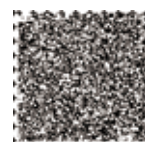
小山富士見台病院デイケアセンター利用者作



## 5 施策の体系



## 第2部 障がい者計画



# I 生活支援の充実



利用者本人のニーズに対応する体制づくりやサービスの質・量の充実をめざします

## 1 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- (1) 障がい者が、身近な地域において安全・安心した生活が送れるよう、日常生活を支援する様々なサービス・制度の提供に努めます。
- (2) 施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障がい者の地域生活への移行をはかるとともに、障がい者が地域で安心した生活が送れるよう努めます。
- (3) 市内外の施設や事業所、関係機関との連携を強化しながら、利用者のニーズ把握と必要なサービス見込量の確保について調整を図ります。
- (4) 個々の障がいや利用者に応じた適切なサービスの提供や質の向上が図れるよう努めます。
- (5) 障がい者が、身近な地域でサービスの提供を受けることができるように、障がい種別を越えた施設の相互利用を促進するとともに、幅広い事業者の参入を促進します。
- (6) 障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等）を集約した地域生活支援拠点の整備を推進します。

## 2 相談支援・情報提供体制の充実

- (1) 障がい者が地域で自立した生活を送っていくために、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じた障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制が必要です。  
今後も、指定特定相談支援事業所の育成に努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置検討など、相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 「協議会」の中で、相談支援体制の課題を共有し、関係機関との連携を図りながら相談支援体制の強化に努めます。
- (3) 適時・適切な相談支援を行うため、市及び市内相談支援事業所の相談支援専門員等、相談支援従事者の資質の向上を図り、相談支援専門員の増員に努めます。
- (4) 障がい者が自分に合った福祉サービスを選択できるよう、市広報やホームページ、ガイドブックなどによる情報提供を充実させます。
- (5) 障害福祉サービス制度の情報提供を図るため、障がい者相談支援センター、指定特定相談支援事業者などのきめ細かな情報提供を推進します。

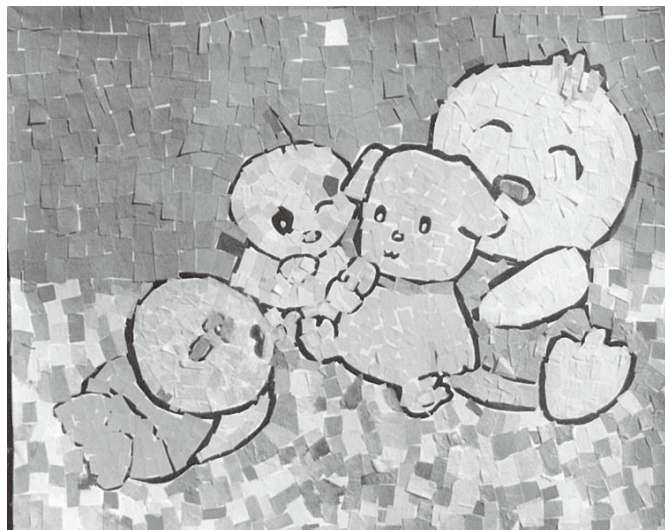


### 3 生活の安定と向上

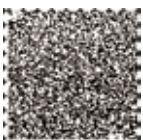
(1) 地域で自立した生活を送るために、経済的支援の充実と制度の周知を図ります。手帳交付時や広報「しもつけ」、市ホームページ等により、障害年金、福祉手当、税の減免、割引制度等についての周知を継続実施しています。

### 4 家族支援の推進

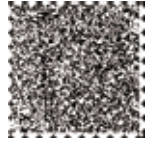
- (1) 家族が障がいや病気を正しく理解し、障がいを受容できるように相談支援体制を整備します。
- (2) 障がい者の家族間の交流を活発化、障がい理解を深めるため、情報交換や学習機会の提供を行う等、障がい者の家族や親の会活動を支援します。
- (3) 家族が休息できるよう、短期入所サービス、日中一時支援事業所との連携を図りながら、レスパイトサービスの提供を実施していきます。



小山富士見台病院デイケアセンター利用者作







## II 生活環境の充実



すべての障がい者が安全・安心な生活を営めるよう、防災・防犯対策の推進を図ります。また、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入に努めます。

### 1 防災・防犯対策の充実

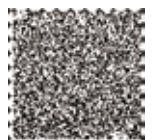
- (1) 平成23年の東日本大震災の発生により、安全・安心に対する意識がますます高まっています。障がい者が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、市民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や犯罪や事故に巻き込まれないような防犯対策を積極的に推進します。
- (2) 災害時における安全確保を図るため、緊急通報システムの有効活用について検討します。災害時の災害情報を適時に入手するため、市のメール・ホームページ等による災害情報の提供や障がいに応じた災害情報提供手段の整備を検討します。
- (3) 災害時の障がい者への対応を図るため、地域の障がい者等の情報を適切に把握し、要援護者台帳や避難支援体制の整備について検討・推進していきます。

### 2 バリアフリーのまちづくりの推進

- (1) まちづくりの考え方として、年齢、身体の状況、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方が普及しつつあり、建築物や道路、交通等における物理的な障がい除去だけでなく、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりをめざします。
- (2) 障がい者が住み慣れた自宅で、安全・快適に継続して生活が営めるよう、住宅改修費の助成、専門的アドバイスを行なっています。給付対象者を肢体・体幹機能障害に加え、視覚障害者を追加し対象者の拡大を図るとともに、給付額を増額するなど充実に努めています。
- (3) 公共施設等のバリアフリー化を促進します。

### 3 移動支援の充実

- (1) 障がい者の社会参加の機会や行動範囲の拡大をさらに促すため、いつでも、どこへでも安全かつ自由に外出し、移動できる環境づくりを推進します。
- (2) 福祉タクシー制度、デマンド交通の利用促進について検討を進めます。
- (3) 移動に困難のある障がい者等の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度等について検討していきます。



## Ⅲ 保健・医療体制の充実



乳幼児期から成人期、高齢期などライフステージに応じた障がいの発生予防と早期発見・支援対策を進めるとともに、適切な医療が受けられるよう保健サービスの充実を図り、医療機関との連携に努めます。

### 1 早期発見・対応に向けた体制の整備

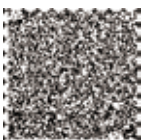
- (1) 乳幼児健康診査、特定健診やがん検診など、疾病の早期発見・早期対応に向けた体制の整備を推進します。
- (2) 相談体制の強化や保健指導等、関係機関との連携を図ります。

### 2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

- (1) とちぎリハビリテーションセンターが行う診査や巡回相談、とちぎ歯の健康センターで行う歯科医療や相談等の啓発を図るとともに、市の特定健診・がん検診の受診を勧め、生活習慣の改善や予防及び健康相談・指導、健康教育などを促進します。
- (2) 障がいによる社会的障壁の軽減のため、自立支援医療の給付や自己負担への助成、医療費負担の軽減を図る重度心身障害者医療費助成を引き続き行うとともに、専門医療機関や保健福祉サービスの情報提供等を行います。
- (3) 障がい者の質の高い生活を確保するため、とちぎリハビリテーションセンターをはじめ、医療、保健、教育、職業、福祉等の様々な分野との総合的な連携を推進します。また、市の相談体制の充実や、障害者相談支援事業者の参画により、継続的かつ一貫した相談支援を推進するとともに、地域の施設やサービス提供事業者等のリハビリテーション社会資源との連携を図ります。

### 3 精神保健福祉対策の充実

- (1) 精神障がい者に対する早期医療の充実と、精神障がい者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設をはじめとした精神科救急医療の利用を促進し、精神障がい者の相談体制の充実を図ります。
- (2) 自殺予防も含めた広い意味での心の健康保持・増進に対応するため、毎月1回の「心の健康相談」を継続実施していきます。



## IV 保育・教育体制の充実



一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、乳幼児期から学校卒業まで一貫した保育・療育が行えるよう、教育的支援の充実をめざします。

### 1 保育・療育環境の充実

- (1) 障がいのある子どもがそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、一人ひとりの障がいの状況に応じた療育・保育体制の充実を図ります。
- (2) 発達障がい児・者個々のライフステージに合わせ、それぞれの環境や現場においてネットワークによる相談支援や療育訓練の情報提供を行います。
- (3) 在宅の障がい児が、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練、家庭における療育技術の指導が受けられるように、児童発達支援・放課後等デイサービス事業の充実を図ります。また、障がい児を受け入れている保育園や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等からの巡回支援を実施するなど、継続支援ができるよう努めます。
- (4) 保育園や幼稚園等において、他の子どもと生活を通じてともに成長できるよう、保育園での障がい児保育や幼稚園での障がい児教育を促進します。

### 2 特別支援教育の推進

- (1) 「下野市特別支援教育推進計画」に基づく支援を推進します。
- (2) 障がい児が一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、保健関係機関等との連携のもと、学校での個別の教育支援計画の位置づけの明確化、その策定、活用の推進を図ります。
- (3) 幼稚園や保育園から小学校や特別支援学校への連続性を踏まえた円滑な就学ができるよう、相互の連携を図ります。
- (4) 各学校で特別支援校コーディネーターの配置、校内委員会の設置や、巡回相談等により、専門的な助言を受け一人ひとりの特性に合った指導につとめます。
- (5) 障がいのある幼児、児童、生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連携・調整等に対する支援を推進します。



## V 就労支援の充実



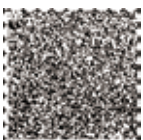
障がい者が、その意欲や適性に応じて仕事につけるよう、雇用の場の充実を図るとともに、就労のための総合的な支援の推進に努めます。

### 1 就労機会の確保と拡大

- (1) 就職を希望する障がい者に対し、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携を図り、相談支援、職業紹介や就職後の職場適応・定着支援など、障がい者の種別・程度等に応じた支援を継続的に行っていきます。
- (2) 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。
- (3) 障がい者が安心して就労できるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）、職場適応訓練、障害者職業訓練、障害者就業体験事業、職業準備支援、障害者トライアル雇用、リワーク支援、社会適応訓練事業等の活用を進めます。
- (4) 障害者法定雇用率の達成に向け、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度についても情報提供を行います。
- (5) 福祉的就労を行う事業所や特別支援学校、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労支援事業所の利用を促進します。

### 2 総合的な支援の推進

- (1) 障がい者が働きやすい職場環境とするため、段差の解消やトイレ等の設備改造などのバリアフリー化について、事業主への理解を促進します。
- (2) 関係機関との連携により、障がい者の福祉的就労事業所への受け入れを促進するとともに、市が購入する物品等について、対応可能な障害福祉サービス事業所への発注を促進します。



## VI 社会参加の支援



障がい者が地域の一員として、文化・スポーツ活動等に親しめる環境づくりを進めるとともに、参加促進のための支援の充実を図ります。

### 1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

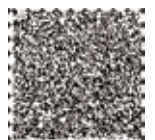
- (1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進や活動への支援に努めるとともに、障がい者が気軽に楽しめる活動の普及や各種講座の開催等、障がいのある人もない人も、ともに楽しめる活動機会の確保を図ります。
- (2) 活動場所までの移動支援や支援者の確保、ガイドヘルパーの派遣など、障がい者が参加しやすい環境づくりに配慮します。
- (3) 障害者スポーツの促進のため、障害者スポーツ協会との連携を図るとともに、障がい者の楽しめるスポーツを普及するため、スポーツ教室等を開催します。

### 2 コミュニケーション支援体制の充実

- (1) 意思疎通に困難のある障がい者には、障がい者が活動範囲を広げ、多くの人とふれあい、交流できるよう、コミュニケーションの円滑化を積極的に進めます。
- (2) 視覚、聴覚等に障がいのある人が、コミュニケーションを取りやすくするとともに、情報を収集でき、自らも情報を発信しやすくする情報通信技術の普及に努めます。
- (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援のため、手話通訳者や要約筆記奉仕員養成講座開催の周知等を図ります。  
また、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行う、コミュニケーション支援事業の利用を促進します。

### 3 障がい者との交流機会の拡充

- (1) 障がい者が地域の一員として生活していけるよう、地域の行事や交流・ふれあい活動、まちづくりへの参加促進を支援します。
- (2) 障がい者の地域活動への参加促進を図るため、各種行事・イベント等に、障がい者が積極的に参加できるよう、地域への啓発活動、参加しやすい環境づくりや支援体制の充実等に努めます。
- (3) 福祉サービス事業所等の福祉関係機関との連携を図り、障がい者団体相互の情報交換や、障がい者の団体づくりに対する支援に努めます。また、ボランティア団体・障がい者団体等に関する情報を積極的に提供し、これら団体への理解と加入の促進を図り、交流機会の拡充を進めます。
- (4) 障がいのある人とない人との協働によるまちづくりを支援する取り組みを実施するために、障がい者やその家族の意見が反映できるような体制づくりに努めます。



## Ⅶ 協働によるまちづくりの推進



障がいについての理解を深めるとともに、市民の福祉意識の醸成を図ります。  
さらに、地域住民が互いに支え合う地域福祉を促進します。

### 1 障がいに対する理解の促進

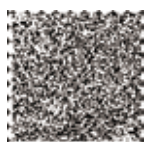
- (1) さまざまな機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の普及に努めます。
- (2) 各種メディア等を活用した啓発活動を行うとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会としての各種イベントを支援します。
- (3) 障がい者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用に必要な配慮等についての周知を図ります。障害者用駐車スペースが、適切に活用されるよう、「身体障害者駐車マーク」や「おもいやり駐車スペース」の周知・普及等を図ります。
- (4) 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行に伴い、障がい者の人権擁護に努めます。

### 2 福祉意識の醸成

- (1) 子どもから高齢者までの、多様な福祉教育・体験学習等を通じて、関係機関との連携を図りながら地域全体で福祉意識の醸成に努めます。
- (2) 学校や地域での生涯学習活動において、福祉体験活動や障がいの疑似体験、小・中学校と特別支援学校との交流など、福祉施設、教育機関及び地域の日常的交流活動等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

### 3 地域福祉・ボランティア活動の推進

- (1) 地域における福祉サービスの利用推進と社会福祉のための事業育成のため、住民参加による市地域福祉計画及び市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画に基づいた、地域福祉活動を行います。
- (2) 地域福祉を推進するため、行政をはじめ、自治会、地域住民、障がい者団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、サービス提供事業者等による地域福祉推進体制をさらに整備します。
- (3) 市社会福祉協議会と協力し、障がい者を理解したボランティアを養成します。また、人的資源として地域住民の有する特技や経験等の活用を促進します。



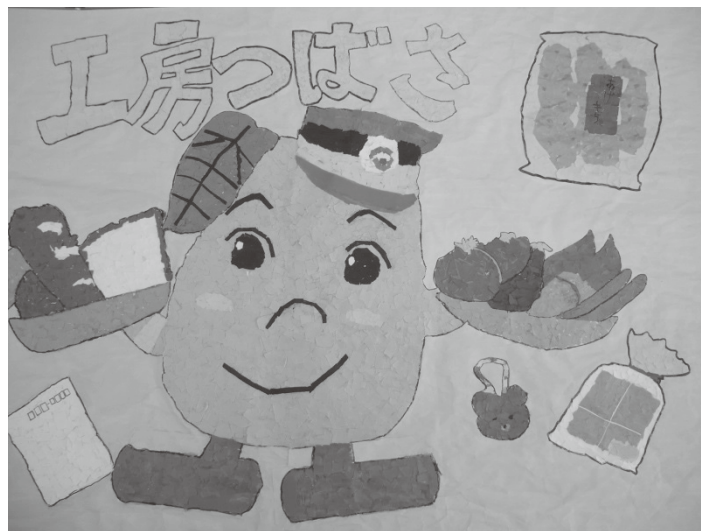
- (4) サービス提供事業者等の福祉関係職員の資質向上、他職種等との連携を図るために研修への参加を促進します。
- (5) 障がい種別を越えた対応や生活上の多様なニーズへの対応のため、関係機関との連携の強化を図るとともに、ケア会議などの多職種によるチームアプローチを促進します。

#### 4 権利擁護の推進

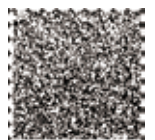
- (1) 障がい者に対する虐待防止や虐待発生時の早期対応等について自立支援協議会や関係機関と連携し、虐待防止対策を強化します。
- (2) 十分な意思決定や自己決定など、判断能力が十分でない障がい者の人権や権利を擁護する成年後見制度の円滑な利用を促進します。

#### 5 障害者差別解消法の推進

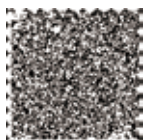
- (1) 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重しながら生活できるまちづくりを進めます。
- (2) 障がい者の求めに応じた合理的配慮を行っていきます。
- (3) 障害者差別解消支援地域協議会の設置についての検討を行います。
- (4) 障害者差別解消に向けた意識を醸成します。



社会福祉法人はくつる会 多機能事業所工房つばさ利用者作



## 第3部 障がい福祉計画





# I 障害福祉サービスの見込量および今後の支援



## 1 訪問系サービス

### (1) 目標設定の考え方等

身体障害者手帳所持者及び障害福祉サービス申請者（介護保険サービスの上乗せによるもの、病院等から在宅へ地域移行する障がい者など需要の高まりが見込まれる）の増加をもとに設定します。

行動援護、同行援護は、限られた事業所のみが提供している状態であるため、目標達成に向け、事業者の参入を促進するとともに、サービスの提供や質の向上を図り対象者への周知に努めます。

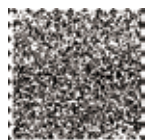
### (2) 実績及び見込量

訪問系サービス	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	1,383	1,159	1,083	1,246	1,326	1,406
77	71	72	79	84	89	

### (3) 訪問系サービスの内訳

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	1,247	1,026	980	1,120	1,200	1,280
	69	63	65	70	75	80
重度訪問介護	—	—	—	—	—	—
同行援護	0	7	5	14	14	14
	0	1	1	2	2	2
行動援護	136	127	96	112	112	112
	8	7	6	7	7	7
重度障害者等 包括支援	—	—	—	—	—	—

(単位：上段 時間/月 下段 人)



## 2 日中活動系サービス

### (1) 目標設定の考え方等

#### ①生活介護

障がい者の社会参加への意識が変化し、長年家庭のみで生活していた方が、家族介護力の低下などにより、サービス利用を目的に相談に来ることが多くなっています。

市内には、生活介護を提供できる事業所が1か所ですが、今後は、入所施設からの地域生活移行者や重度の特別支援学校卒業生などの利用も見込んで、適切なサービスの提供や質の向上を図り事業者の参入を促進します。

#### ②自立訓練

一定期間の間、身体機能・生活能力の向上のための訓練を行いますが、いずれも一定の利用がみられます。今後も同様の利用を見込んで設定します。

#### ③就労支援

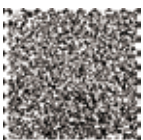
施設・病院から在宅に移行する障がい者や特別支援学校卒業生など就労支援を利用する方が増えています。特に、A型事業所が近隣に増加していることに伴い、最低賃金が保証される就労継続支援A型を希望する方が増えています。また、B型事業所は、就労移行支援事業所を利用したものの就労に結びつかなかった方や離職等利用者が増えている状況です。平成27年度は市内2か所の地域活動支援センターがB型事業所へ移行されることから、利用者の増加が見込まれます。

#### ④療養介護

サービスの特殊性によりサービス利用者が限定されていることや市内にサービスを提供する事業所がないことから、利用者の増加は見られていません。今後、利用希望者が増加する場合は、医療機関などと連携し、サービスを提供するよう努めます。

#### ⑤短期入所

利用者は横ばいで推移しているものの、利用時間は減少傾向にあります。しかし、介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加などで、需要の高まりが予測されます。地域で安心した生活ができるよう必要量を見込むとともに、対象者へのサービスの周知に努めます。

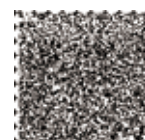


## (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	1,998	2,037	2,124	2,200	2,240	2,280
	111	108	108	110	112	114
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	124	73	74	85	85	85
	8	5	4	5	5	5
宿泊型自立訓練	55	61	61	61	61	61
	2	2	2	2	2	2
就労移行支援	465	400	312	570	570	570
	35	24	20	38	38	38
就労継続支援（A型）	3	97	107	133	133	133
	1	5	6	7	7	7
就労継続支援（B型）	1,054	1,071	1,229	1,748	1,805	1,805
	58	59	66	92	95	95
療養介護	111	122	150	152	152	152
	4	4	5	5	5	5
短期入所	83	71	70	72	72	72
	26	10	11	12	12	12

(単位：上段 人日 下段 人/月)

※人日：1ヶ月あたりの延べ利用者数に、1人の1ヶ月あたり平均利用日数を乗じて算出しています。



### 3 居住系サービス

#### (1) 目標設定の考え方等

共同生活援助は、施設・病院からの地域移行を進めるうえで重要なサービスです。地域生活への移行に伴い予想される需要の高まりにも対応できるよう、必要量の確保に努めます。平成27年2月、市内に開所された共同生活援助の施設があるため、利用者の増が見込まれます。

また、国の指針である施設入所者の地域生活への移行（地域生活移行者の増加・施設入所者の削減）を進めるとともに、障がいの程度が重く地域移行が難しい障がい者に対しては、施設入所の継続支援を図ります。

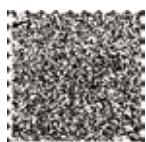
#### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	38	39	39	44	45	46
施設入所支援	54	54	56	54	53	52

(単位：人／月)



小山富士見台病院デイケアセンター利用者作



## 4 計画相談支援

### (1) 目標設定の考え方等

指定特定相談支援事業所の育成に努めるとともに、計画相談支援体制のさらなる充実を図ります。また、指定一般相談支援事業所において、地域移行・地域定着支援事業を多くの方が利用し、地域で安心して生活できるよう周知に努めます。

平成25年の法改正により、障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画の作成が義務付けられました。今後は、相談支援専門員の人材育成や困難事例等に関する相談が受けられる体制を整えるよう努めます。さらに、協議会を活用し、適切な支給決定が行えるよう努めます。

また、地域移行支援・地域定着支援は、障がい者が安心して地域で生活できるよう、施設・病院の理解を得ながら、地域移行を進めていきます。

### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 計画相談支援	5	4	33	29	30	30
② 地域移行支援	0	0	0	1	2	3
③ 地域定着支援	0	0	0	1	2	3
④ 指定特定相談支援 事業所数	2	3	5	5	6	7

(単位：①～③ 人/月 ④力所)



## 5 障害児通所支援事業

### (1) 目標設定の考え方等

子ども・子育て支援法を基に教育・保育等の利用状況も鑑み、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスの確保に努めます。また、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援が確保できるよう関係機関と連携を図ります。

低出生体重児や医療的ケアの必要な児童の増加に伴い、早期療育の必要な障がい児が増加しています。児童発達支援と放課後等デイサービスは市内に療育施設があり、利用しやすい環境にあるため増加傾向が見られます。一方、医療型児童発達支援等については事業所が遠方にあるため、希望があっても利用しにくい状況にあります。今後は、適切なサービスが提供できるよう努めていきます。

### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	137	245	254	280	300	320
	34	59	64	60	60	60
医療型児童発達支援	0	0	0	10	10	10
	0	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	172	177	447	456	516	516
	86	68	74	76	86	86
保育所等訪問支援	0	0	0	2	2	2
	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	0	1	29	11	12	12

(単位：上段 日/月 下段 人)





## Ⅱ 地域生活支援事業

### 1 理解促進・研修啓発

#### (1) 目標設定の考え方等

障がい者等が日常生活及び生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、市民に障がいの理解を深めるための研修・啓発を行います。

※障害者総合支援法において、平成25年4月に地域生活支援事業の追加があり、平成25年度は県主体で実施していましたが、平成26年度から、事務移譲により市が実施主体となっています。

#### (2) 実績及び見込量

	実績		見込量		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有	有	有

#### (3) 具体的活動

平成25年度	栃木県精神保健福祉会、県が主催のところ後援で協力。 精神障害者の地域移行について「人生ここにあり」映画上映。 ピアサポーターの体験談発表。
平成26年度	市民への街頭啓発活動。 発達障害に関する講演会。 成年後見制度についての研修会。 精神障害者講演会「統合失調症がやってきた」



## 2 自発的活動支援事業

### (1) 目標設定の考え方等

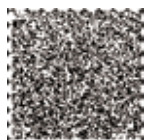
障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者や、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

※障害者総合支援法において、平成25年4月に地域生活支援事業の追加があり、平成25年度は県主体で実施していましたが、平成26年度から事務移譲により市が実施主体となっています。

### (2) 実績及び見込量

	実績	見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	無	有	有	有

※平成26年度は障害者団体等に対し社会活動支援(バス利用補助)を実施予定していましたが、障害者団体等からの申請はありませんでした。





### 3 相談支援事業

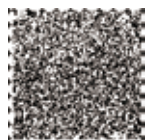
#### (1) 目標設定の考え方等

障がい者等の福祉に関する様々な問題を円滑に解決するため、平成21年に相談支援センターを設置し、障がい児・者及びその家族の相談業務や福祉サービス利用援助、指定特定相談支援事業所の連携・育成、また関係機関との連携などの支援を行っています。

今後は、障害者総合支援法の施行により、新たに加わった難病の方への対応も重要であり、地域の相談支援の拠点として、より専門性の高い相談にも対応できるよう基幹相談支援センターの設置について、近隣市町と連携しながら検討していきます。

#### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	無	無	無	検討	検討	検討
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有



## 4 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

### (1) 目標設定の考え方等

平成23年度まで成年後見制度利用支援事業の利用はありませんでした。しかし、平成24年度は親族申立ての支援が2件、平成25年度は市長申立てが1件、親族申立ての支援が1件となっております。今後は、障がい者の権利擁護の観点からも、利用者の増は見込まれるため、制度の周知に努めていきます。

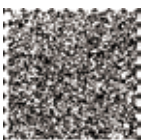
### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	0	1	1	2	2	2
成年後見制度 法人後見支援事業	無	無	無	検討	検討	検討

(単位： 人／年)



小山富士見台病院ダイケアセンター利用者作



## 5 意思疎通支援事業

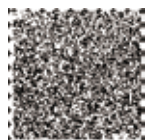
### (1) 目標設定の考え方等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣します。障がい者の社会参加の促進により利用者の増加が見込まれます。また、改正障害者基本法が平成23年8月に公布され、手話も言語として認められたことを受け、今後も需要の増加が見込まれます。

### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	18	18	18	19	20	21
手話通訳者設置事業	—	—	—	—	—	—

(単位：人／月)



## 6 日常生活用具給付等事業

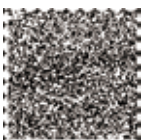
### (1) 目標設定の考え方等

障がい者等が日常生活を送りやすくするため、日常生活用具を給付・貸与します。利用実績については、排せつ管理支援用具の利用が多くなっています。日常生活用具が必要な障がい者に対し、障害者手帳を交付時に周知するとともに、真に必要な用具について検証を行い、給付種目の見直しを検討します。また、利用者に適正な給付を行うため、福祉用具の相談等に従事する職員の資質の向上に努めます。

### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (10月末)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練等支援用具	4	3	0	3	3	3
自立生活支援用具	15	3	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	3	7	4	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	8	10	2	10	10	10
排せつ管理支援用具	988	1,073	1,184	1,200	1,250	1,300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	6	0	3	3	3

(単位：件／年)



## 7 移動支援事業

### (1) 目標設定の考え方等

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進しています。視覚障害者については、平成23年10月から同行援護として障害福祉サービスに移行しましたが、提供事業所が少ないため、移動支援事業を利用している状況です。今後も、障がい者の社会参加促進により、利用者増加が見込まれるため、同行援護サービス提供促進を図るとともに、移動支援事業の推進に努めます。

### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	1,246.5	433.5	1,106.5	1,125	1,150	1,150
	38	15	36	38	40	40

(単位：上段 時間/年 下段 人/年)



## 8 地域活動支援センター

### (1) 目標設定の考え方等

障がい者等が創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流を進めるために通う場所で、本市では現在3か所で地域活動支援センターを運営しており、一定の利用があります。

平成27年度より「地域活動支援センターすみれ、なのはな」の2か所については、就労を中心とした活動を行っているため、就労継続支援B型事業所へ移行することになりました。今後も、障がいのある人のニーズを踏まえ、社会参加及び交流促進を図り、地域に根差した活動を展開します。

### (2) 実績及び見込量

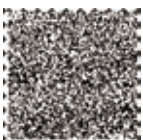
	実績			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター ゆうがお	20	22	25	27	30	33
地域活動支援センター すみれ	8	8	8	—	—	—
地域活動支援センター なのはな	9	10	11	—	—	—
他市町の地活利用者	0	0	0	0	0	0

(単位 登録者数)

#### <地域活動支援センターから就労継続支援B型への移行経過>

障害者総合支援法に基づく自立支援サービスの個別給付は全国的な流れであり、利用者のニーズに合ったサービスの提供は必要とされています。

数年前より下野市社会福祉協議会との協議を重ね、現在の地域活動支援センターのうち2か所(すみれ・なのはな)の作業内容等を検討した結果、就労継続支援B型事業所を立ち上げることで、資格職を配置し、個別支援計画に基づいた支援を提供することは、現利用者のニーズに答えることのみならず、市内利用者の受け皿の拡大にもつながることから、平成27年4月に移行することになりました。



## 9 その他市で実施する事業

### (1) 目標設定の考え方等

#### ①身体障害者用自動車改造費給付事業

重度の身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車の改造に要する経費を助成することにより社会復帰の促進を図っていきます。

#### ②身体障害者用自動車運転免許取得費用助成事業

重度の身体障がい者が就労等社会活動への参加に伴い、自動車運転免許を取得した場合、その経費を助成することにより、社会復帰の促進を図っていきます。

#### ③日中一時支援事業

サービスを行っている指定事業者に依頼し、日中における活動の場の確保、障がい児の放課後等の居場所の確保、また、家族のレスパイトや負担の軽減を図ります。

また、人工呼吸器装着などの医療的ケアを必要とする重症心身障害児者に適した日中一時支援事業が行えるような医療機関等との契約体制を検討します。

#### ④訪問入浴サービス事業

自力で入浴ができない在宅の重度障がい者に対して、サービス提供事業所を派遣して入浴及びこれに伴う介護のサービスを提供します。

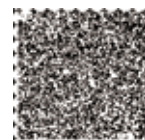
### (2) 実績及び見込量

	実績			見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
身体障害者用自動車改造費給付事業	1	3	2	2	2	2	
身体障害者用自動車運転免許取得費用助成事業	0	1	0	1	1	1	
日中一時事業	利用箇所	25	28	27	27	28	28
	(利用者／申請者)	54/100	60/101	54/82	60/90	60/90	60/90
訪問入浴サービス事業	利用箇所	3	3	3	3	3	3
	(利用者／申請者)	2/3	1/3	1/2	3/3	3/3	3/3

(単位 件)



## 第4部 計画の推進に向けて





# I 関係機関等との連携と役割



## 1 ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向けて、国、県、関係機関との連携を図るとともに、障がい者本人や家族、関係団体、地域住民、企業、サービス提供事業所、行政の役割を明確にし相互の連携強化を図り、障がい者支援ネットワークの確立に取り組みます。

## 2 障がい者の意見やニーズの把握

計画を推進するにあたっては、障がい者の意見やニーズの把握に努め、柔軟に計画に取り入れる体制づくりを行っていきます。

## 3 庁内の連携体制の強化

庁内担当課との調整等、事業を円滑に推進するため、障がい者福祉施策について全庁的な対応を図ります。

## 4 関係機関や住民との協働による推進

この計画を広報等により広く住民に周知を図り、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。

## 5 国や県等の関係機関との連携強化

障がい者福祉の中には、市で行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあり、広域的な立場からの施設の適正配置の調整や広域的連携の調整、モデル的事業の誘導など、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、市に対する助言・指導を受けながら事業を推進していきます。



## 6 下野市地域自立支援協議会において

### (1) 法的位置づけ

障害者総合支援法の一部改正により、下記のとおり条文化されました。

#### <障害者総合支援法 第89条の3>

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### (2) 主な役割

- 個別の相談支援の事例を通して明らかになった地域の現状課題の共有
- 相談支援の評価及び確認
- 地域関係者（保健・医療・福祉・教育・就労・当事者など）ネットワークの強化
- 地域のサービス基盤の整備
- 定期的な障がい福祉計画への意見・評価

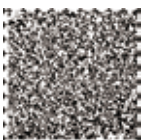
### (3) 法改正に伴う役割強化

- サービス等利用計画書の質の向上を図るための体制強化
- 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するためのネットワークの強化
- 地域の社会資源開発の役割強化

### (4) 今後の展開

現在下野市では、協議会の構成メンバーが実際に支援を行っている担当者であるため、日常の活動の中で地域課題の抽出・対応策の検討、市内施設連絡会での連携、支援者の定期受理会議などを行っています。

今後の展開としては、下野市としてのこれまでの取組みを継続するとともに、さらなる協議会の充実が図られるよう、役割を一層明確にし、行政に対する提言機能をもたせるなど全体会及び専門部会の向上を図ります。



## II 障がい福祉計画の中間評価の実施



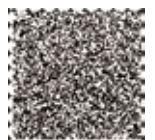
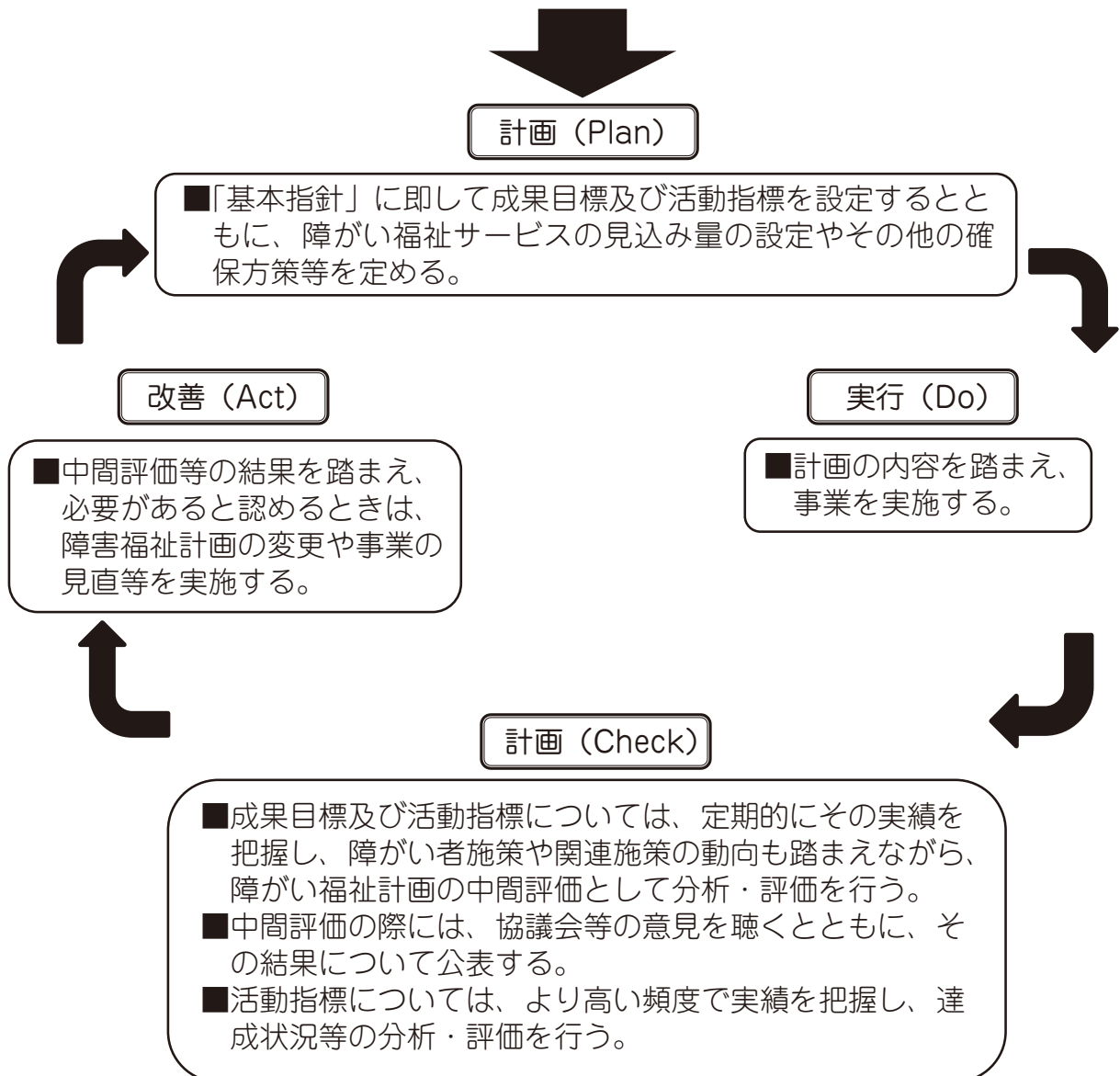
成果目標及び活動指標については、定期的にその実績の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、中間評価は、関係機関等の意見を聴くとともに、協議会で評価します。

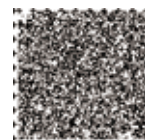
### 基本指針

■障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示。

(P D C A サイクルのプロセスのイメージ)



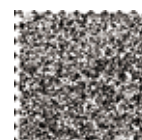
# 資料編



## I 策定経過



日 付	実施項目	内 容
平成26年5月27日	地域自立支援協議会 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期障がい者福祉計画進捗状況について報告</li> <li>・第3期障がい者福祉計画重点目標達成について検討</li> </ul>
平成26年6月30日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期障がい者福祉計画策定方針について</li> <li>・第3期障がい者福祉計画見直し結果について</li> <li>・団体ヒアリング内容の検討</li> <li>・計画骨子案の検討</li> </ul>
平成26年8月	計画策定にかかる団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人や障がいのある子どもの支援に携わる関係団体・機関31団体にアンケート調査を実施</li> </ul>
平成26年9月2日	地域自立支援協議会 事務局会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体ヒアリング調査結果のまとめ</li> <li>・計画案の検討</li> </ul>
平成26年9月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体ヒアリング調査報告</li> <li>・計画の重点目標の検討のためのワークショップ形式による意見交換会</li> <li>・計画素案の検討</li> </ul>
平成26年11月25日	地域自立支援協議会 事務局会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会のまとめ</li> <li>・計画素案の検討</li> </ul>
平成26年12月2日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の検討</li> </ul>
平成27年2月2日 ～2月23日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ等による意見募集</li> </ul>
平成27年3月12日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告</li> <li>・計画案の承認</li> </ul>



## Ⅱ 下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年5月10日

告示第79号

改正 平成26年3月17日告示第36号

平成26年4月1日告示第57号

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、下野市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市障がい者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平26告示57・一部改正)

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、下野市地域自立支援協議会設置条例(平成25年下野市条例第7号)第3条に規定する委員をもって充てるものとする。

(平26告示57・一部改正)

### (任期)

第4条 委員の任期は、下野市障がい者福祉計画の策定をもって満了とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

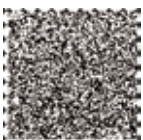
### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。



(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年下野市条例第44号)の定めるところによる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

附 則(平成26年3月17日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第57号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平26告示36・一部改正)

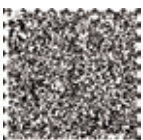
総合政策課、生活安全課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、学校教育課



## Ⅲ 下野市障がい者福祉計画策定委員会名簿

	区 分	氏 名	所 属	部会
1	相談支援事業所	毛呂 貴宏	下野市障がい者相談支援センター	くらし
2	障害福祉サービス事業所	鈴木 純子	社会福祉協議会南河内支所長	ひと
3	障害福祉サービス事業所	○鱒淵 泰子	社会福祉法人はくつる会 施設長	くらし 部会長
4	障害福祉サービス事業所	近藤 幸夫	社会福祉法人エール 施設長	くらし
5	障害福祉サービス事業所	山中 徹弥	社会福祉法人下野会 理事長代理	こども
6	障害福祉サービス事業所	菅沼 大志	社会福祉法人パステル フロンティア おやま管理者	くらし
7	障害福祉サービス事業所	安田 信子	むつみ愛泉幼稚園特別支援主任教諭	こども
8	障害福祉サービス事業所	朝川美也子	こばと園保健師	こども 部会長
9	保健医療関係	高木 千恵	小山富士見台病院精神保健福祉士	くらし
10	保健医療関係	◎高井 正己	朝日病院精神保健福祉士	ひと 副部長
11	保健医療関係	渡邊 初実	自治医科大学病院地域医療連携・患者支援部 総合相談室医療ソーシャルワーカー	こども
12	教育雇用関係	鈴木 智洋	国分寺特別支援学校進路指導主事	くらし
13	教育雇用関係	高山 靖子	下野市学校教育課主幹兼指導主事	こども
14	教育雇用関係	鈴木 康弘	小山公共職業安定所就職促進指導官	くらし
15	教育雇用関係	篠崎あけみ	こがねい保育園長	こども
16	障害者団体	神村 静恵	障害者父母の会会長	ひと
17	障害者団体	木村 諦四	小山地区やしお会会長	ひと
18	障害者団体	本田 陽子	障害者保護者代表	こども
19	法律関係	萩原 仁	司法書士	ひと
20	指導機関	大越 悦子	県南健康福祉センター 地域保健部長補佐兼健康支援課長	ひと
21	アドバイザー	松永千恵子	国際医療福祉大学 医療福祉・マネジメント学科 准教授	

◎委員長 ○副委員長





## IV 下野市内事業所一覧



平成 27 年 4 月見込※順不同

事業所名	所在地	提供サービス	定員
社会福祉法人はくつる会 多機能事業所 工房つばさ	箕輪 425-1	就労移行支援 就労継続支援(B型) 生活介護 日中一時支援事業 共同生活援助	7名 33名 20名 — 5名
社会福祉法人啓愛会 自立支援施設エール	薬師寺 3150-1	就労移行支援 就労継続支援(B型) 日中一時支援事業	14名 25名 —
下野市こども発達支援センター こぼと園	小金井 1146-4	児童発達支援事業	15名
下野市こども通園センター けやき	駅東 3-1-19	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	15名
医療法人心救会 小山富士見台病院	柴 1124	共同生活援助 デイケアセンター	10名 50名
医療法人報徳会宇都宮病院	国分寺 2049-5	共同生活援助	6名
社会福祉法人下野会 国分寺学園	国分寺 1127-1	福祉型障害児入所施設 ・障がい者支援施設	40名
学校法人むつみ学園認定こども園 むつみ愛泉幼稚園	柴 769-17	日中一時支援事業	2名
社会福祉法人 下野市社会福祉協議会 就労継続支援 B 型事業所 なのはな・すみれ	緑 3-5-1	就労継続支援(B型)	10名
	花の木 2-4-12	就労継続支援(B型)	10名
下野市地域活動支援センター ゆうがお	石橋 950-2	地域活動支援センター事業	15名



## V 下野市地域自立支援協議会条例



平成25年3月22日  
条例第7号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び総合支援法第89条の3第1項の規定により、下野市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 市町村相談支援機能強化事業等による市の相談支援体制支援に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所関係者
- (2) 障害者支援施設及び福祉サービス事業所関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 障害者及びその家族又は関係団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(分科会)

第7条 協議会に、特定の障害者福祉サービス等の検討を行うため、分科会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める

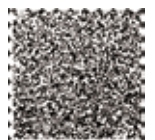
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日において従前の下野市地域自立支援協議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。



## VI 用語の解説



### あ 行

#### アスペルガー症候群

対人関係に障がいがあり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は自閉症と共通した障がいです。

#### NPO

NonProfitOrganization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常民間非営利組織と呼ばれています。

### か 行

#### 学習障がい(LD)

全体的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算する等の能力に著しい困難がある状態の障がいです。

#### 官公需

国、県、市町村などの官公庁等が、物品の購入、役務の提供や工事の発注をすること。

#### ケアマネジメント

利用者の自立支援を目標とし、心身及び社会生活上の介護等のニーズを充足させるため、援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

#### 高機能自閉症

自閉症のうち、知的障がいを伴わないもの。アスペルガー症候群などが該当します。

#### 高次脳機能障がい

事故や病気などによって脳が損傷を受けたことで、さまざまな症状が現れ、その中でも思考、記憶、行為、言語、注意などの脳の機能に障がい起きた状態。

#### 広汎性発達障がい(PDD)

自閉症、アスペルガー症候群等の総称



## さ 行

### 自閉症

一般に、集団不適合などの傾向を示す発達障がい。一般に知的障がいを伴う場合が多いですが、アスペルガー症候群のように、知的障がいを伴わないケースもあります。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図るために、すべての市町村に設置された民間の福祉団体です。また、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加、協力を得ながら活動しています。

### 障害者基本法

障害者の施策や理念を定めた法律。障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、障がい者の自立と社会参加等を促進することを目的としています。

### 障害者雇用率制度

一定数以上規模の企業等に対して、雇用している労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者の割合（障害者雇用率）を設定し、企業等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保証する制度。平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主に制度の適用が拡大されます。

### 障害者総合支援法

障がい児（者）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。

### 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

### 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより障害者の利益の擁護に資することを目的に平成24年10月1日から施行されました。



### 障害者週間

国際障害者年を記念し、障がい者問題について、広く人々の理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図るために「障害者の日」が設けられました。これを受け「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日(1975年12月9日)を「障害者の日」とし、また、障害者基本法において、毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としました。

### 障害者の権利に関する条約

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が第61回国連総会において正式に採択され、わが国も平成19年9月28日、国連において署名。この条約は、すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的人権の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

### 障害支援区分

障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村が福祉サービスの種類や量などを決定するために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。

### 職場適応援助者(ジョブコーチ)

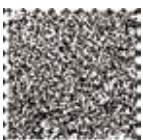
知的障がい者、精神障がい者等の職場での適応を容易にするために、障がい者のいる職場にジョブコーチを派遣し、実際の職場の状況に応じて、職務を円滑に遂行するために必要な技能に関する指導や職場における支援対象者の特性に関する理解の促進に係る援助などの支援を行う人。

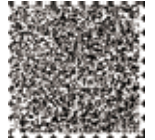
### 職場適応訓練事業

就労をめざす方が、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施する事業。

### 自立支援医療

心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療。





### 身体障害者相談員

身体障害者福祉法第12条の3の規定にもとづき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として栃木県から委託を受けた民間の協力者。なお、権限移譲により市町が委託を行うこととなります。

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法にもとづき交付され、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付します。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法にもとづき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し、証票として都道府県知事等が交付します。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がい者の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としています。

### 精神障害者ステップアップ雇用奨励金制度

精神障がいのある方を試行的に雇用し、短時間の就業からはじめ、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていくステップアップ雇用に取り組んでいただく事業主に雇用奨励金を支給する制度。

### 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人(成年後見人、保佐人、補助人)により保護、支援をする制度。

## た 行

### 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市区町村が設置します。

### 地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。



### 知的障害者相談員

知的障害者福祉法第15条の2の規定にもとづく、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として、栃木県から委託を受けた民間の協力者。なお、権限移譲により市町が委託を行うこととなります。

### 注意欠陥・多動性障がい(ADHD)

落ち着くことができない「多動」、一つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」を特徴とする発達障がい、日常活動や学習に支障をきたす状態。

## な 行

### 内部障がい

内部障がいは、身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいの総称です。

### 難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時々医療水準や社会事情によって変化しています。難病新法の制定により平成27年1月から対象疾患が順次拡大し、指定難病疾患数が約300疾患、小児慢性特定疾患数が約700疾患になりました。

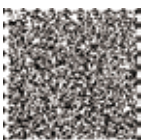
## は 行

### 発達障がい

精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは、人によってさまざまとなっています。自閉症・アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障がい(PDD)・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)などがあります。

### 発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律。





## バリアフリー

自らの意思にもとづく自由な行動を妨げる障壁(バリア)を、街の中や施設・住宅・人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにする事。

## バリアフリー新法

高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを進めるため、旅客施設及びその徒歩圏内の経路を対象とする交通バリアフリー法と、一定の建築物の新築等を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもので、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

## ピアカウンセリング

ピアとは、「仲間」という意味で、「障がいについては障がい者こそが専門家」という考えのもとに、障がい者自身が障がい者の相談を行うこと。

## や 行

## ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人利用可能なデザインにすること。

## ら 行

## 療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

## 療育手帳

知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対し、申請にもとづいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付します。

## レスパイト

小休止、一時預かりという意味があり、障がい児・者をもつ親、家族を一時的に一定の期間その障がい児・者の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復するよう援助すること。



## 第4期下野市障がい者福祉計画

---

発行年月：平成27年3月

発行編集：下野市 健康福祉部 社会福祉課

〒329-0594

栃木県下野市石橋552番地4

電話 0285 (52) 1112 FAX 0285 (52) 1137

